

平成 29 年第 3 回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成29年9月19日 (火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	9月19日 午前9時00分宣告 (第4日)			
応 招 議 員	1 番	松 本 正 美	2 番	板 倉 浩 幸
	3 番	飯 田 雅 広	4 番	石 原 裕 介
	5 番	水 野 智 見	6 番	戸 谷 裕 治
	7 番	伊 藤 俊 一	8 番	黒 川 勝 好
	9 番	中 村 英 子	10 番	佐 藤 茂
	11 番	吉 田 正 昭	12 番	奥 田 信 宏
	13 番	安 藤 洋 一	14 番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	岡村 智彦	次長兼 ふるさと 振興課長	伊藤 保光
		政策推進課長	北條 寿文		
	総務部	部長	江上 文啓	次長兼 安心安全 課長	伊藤 啓二
		総務課長	浅野 幸司	税務課長	鈴木 孝治
	民生部	部長	橋本 浩之	次長兼 環境課長	江場 満
		次長兼 保険医療 課長	寺西 孝	子育て 推進課長	鈴木 敬
		健康推進課長	小島 昌己	住民課長	中村 和恵
		高齢介護課長	戸谷 政司		
	産建設業部	部長	伊藤 保彦	次長兼 土木農政 課長	伊藤 光彦
		まちづくり 推進課長	肥尾建一郎		
	会計管理室	会計管理者兼 会計管理室長	佐藤 正浩		
	上下水道部	次長兼 水道課長	伊藤 和孝	下水道 課長	加藤 満政
	消防本部	消防長	奥村 光司	次長兼 消防署長	佐藤 安英
		総務課長	山田 靖		
	教育委員 会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	黒川 静一
		給食セン ター所長	寺本 章人	生涯学習 課長	松井 督人
委員 及び委員	監査委員	平野 正雄			

本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事 務 会 局	局 長	金山 昭司	書 記	飯田 和泉
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 認定第1号 平成28年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 平成28年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 平成28年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 平成28年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 平成28年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 平成28年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第7号 平成28年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第8号 平成28年度蟹江町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

○議長 奥田信宏君

皆さん、おはようございます。

平成29年第3回蟹江町議会定例会継続会を開催をいたしましたところ、定刻までにご参集いただきましてまことにありがとうございます。

特にきのう、おとといの台風も蟹江町は大過なく過ごすことができたと思っております。

それでは、皆さんのお手元に第2回議会運営委員会報告書、平成28年度蟹江町歳入歳出決算書及び主要政策成果実績報告書の正誤表が配付をしてありますので、お願いをいたします。

ここで理事者より、平成28年度蟹江町歳入歳出決算書及び主要政策成果実績報告書の訂正の申し出がありましたので、これを許可をいたします。

江上総務部長。

○総務部長 江上文啓君

皆さん、おはようございます。

ただいま議長さんからお許しをいただきましたので、さきにお配りした資料の誤りがあったことをおわび申し上げます。

それでは、お手元に配付の正誤表について説明をさせていただきます。

正誤表の394、396は、決算書のページ数を表示しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、正誤表の2枚目の左側をごらんください。2枚目の左側のウ普通財産のその他及び合計の土地（地籍）決算年度中増減高3,440平方メートルとあらわすところを、右側のとおり、マイナスの3,440平方メートルと表示したため、その他及び合計の決算年度末現在高の数値を誤ったものでございます。その結果、正誤表の1枚目でございます、1枚目の1公有財産、（1）土地及び建物、ア総括、その他及び合計の（地積）決算年度中増減高及び決算年度末現在高の数値が変わることになりました。

次に、正誤表の3枚目をお願いいたします。

これは、主要施策成果及び実績報告書121ページをあらわしてございます。

2の普通財産のその他及び普通財産計の土地、28年度中増減について、先ほどの決算書と同じく、3,440平方メートルとあらわすところ、右側のとおり、マイナス3,440平米と表示したため、その他及び普通財産計の28年度末現在高の数値を誤ったものでございます。

まことに申しわけございませんでした。

なお、修正箇所につきましては、本日の昼休憩中に切り張りをさせていただきますので、決算書及び主要施策成果及び実績報告書を自席の上に置いていただくようお願いいたします。お手数をおかけいたしますが、申しわけございません。よろしくようお願いいたします。

以上です。

○議長 奥田信宏君

それでは、昼の休憩中に訂正をするということですので、決算書及び実績報告書を机の上に置いていただくようお願いをいたします。

議員の皆さんにお願いがあります。

本日、申請に基づき、出席議員へのタブレットの持ち込みの許可をしております。利用される議員の皆さんには、傍聴人の皆さん方に誤解を与えない利用形態としていただきますようお願いをいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る9月12日に開催をされました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 中村英子さん、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○議会運営委員長 中村英子君

おはようございます。

それでは、12日の一般質問の終了後に行われました議会運営委員会につきまして報告をさせていただきます。

1番目といたしまして、意見書についてでありますけれども、今回議会に提出されておりました意見書の中から、採択されたものといたしまして、道路整備の長期安定的な財源確保についての意見書であります。

不採択となりました意見書は、アとイに書いてありますように、「全国森林環境税」の創設に関する意見書、踏切の安全対策の推進に対する意見書は不採択となりました。

継続審議とすることになった意見書といたしまして、義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書、継続となっております。

以上、意見書についてのご報告をいたしました。

2番目ですが、平成29年第4回12月の定例会の日程についてであります。別紙のとおり、皆さんのお手元に配付されておると思いますので、そのような日程でよろしくをお願いいたします。

3番、その他でございますが、その他の1番は、12月の議会の議案説明会の開催についてであります。日時は平成29年11月17日金曜日午前9時と決まっております。場所はいつものとおり、3階協議会室でお願いいたします。

2番目といたしまして、蟹江町の議会傍聴規則の全部改正についてですが、お手元に別紙お配りしてあると思いますけれども、別紙のとおり傍聴規則の改正を行います。施行日は本年10月1日といたします。

3番目ですが、郡議長階議員研修会の開催についてということで、11月7日火曜日の午後2時から飛島村中央公民館の3階の視聴覚室において研修会を行おうとしております。内容といたしましては、講演がございます。仮の名前らしいんですけども、「議会の使命と議

員の職責」ということで講演があることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

4番目といたしまして、一般質問についてであります。一般質問の通告提出期限は従来、ご承知だとは思いますが、議会開会の初日の正午となっております。その後の変更、訂正は認められないということです。また、担当職員に議長を通さず直接変更を申し出るということは厳に禁止するということで、その他の欄で議会運営委員会で話し合いが行われましたので、議員の皆様全員のご協力をお願いしたいと思います。

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

(9番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 奥田信宏君

これより決算審査に入ります。

議題に入ります前に、議長から皆様をお願いいたします。

質疑をされるときは、まず決算書のページ数と科目を言ってからお願いいたします。また、質疑及び答弁は、努めて簡潔、明瞭にいただき、スムーズな議会運営にご協力をいただきますようお願いいたします。

○議長 奥田信宏君

日程第1 認定第1号「平成28年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

最初に、歳入歳出ともに総括についての質疑を受けます。質疑は、1人3回までといたします。

総括です。ありませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、総括を終わります。

続いて、歳入について、16ページから43ページまでの質疑を受けます。質疑は、1人3回までといたします。

○10番 佐藤 茂君

10番 佐藤茂です。

20ページ、21ページなんですけれども、6款土木使用料というところで、21ページの道路専用路というところがございますけれども、このことについてちょっとお尋ねしたいと思いますけれども、よろしかったですか。わかりましたか。この道路専用路というのは、道路につないだような側溝、水路等も、これは入っておるんでしょうか。ちょっとその辺のところ

お聞きしたいんですけれども。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

ただいま佐藤議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、土木使用料につきましては、備考の1、日光川・善太川二重堤使用料、2、普通河川使用料、道路占用料使用料、その3本立てから成っております。まず、1番、2番につきましては、蟹江町の公共物管理条例に基づきまして占用料をお支払いをいただいております。また、3番の道路占用料につきましては、蟹江町道路占用料条例に基づきまして占用料をお支払いをいただいております。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

今現在、この道路、1号線なんですけれども、1号線の我々の大海用地区なんですけれども、道路についている水路なんですけれども、それに関して、土地改良が今、管理しておるわけですね。それで、私もちょっと土地改良のやっております、やっておったんですけれども、今、交代したんですけれども、現の工区長さんがちょっと困っておられますが、これ、今、土地改良が管理しておるとい状況になっておるんですけれども、それを町のほうで管理できないのかなど。途中までは町のほうが管理しておるんですよ。途中から地元の土地改良というものが管理しておるんですけれども、それを何とかならんのかなということちょっと質問させていただきました。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

土地改良の管理をされてみえる水路についての占用料につきましては、地元土地改良区、各工区さんにおいて占用料を徴収をされてみえるというふう聞いております。

また、町での管理、それから占用料の徴収ということになりますと、水路だとか道路もそうなんですけれども、土地改良区の管理の道路、水路につきましては、各それぞれの土地改良区の方の管理、それから町でということになりますと、道路、水路もそれぞれ各工区の方たち、役員の方、地元の協議を経た上で、町への移管替えということになるかと思っております。

今、水路敷については、国道1号線に沿った水路、1メートル何がしあるかとは思っておりますけれども、その水路につきましては、土地改良区の水路ということで、町での管理はされておりません。また、移管替えもされていないという状況下でございます。

以上です。

○10番 佐藤 茂君

今、国道1号線、拡幅工事というか、道路が大分大きくなって、橋がきれいになってきたんですけれども、そのときに発覚したんですけれども、我々、土地改良のものですよという、ものというか、そしたら、ここは国のものだというふうなことが出てきたんですね。それで、えっ、どういうことなのということで、それを我々が管理しておるとい、我々がかわって

管理をしておるのか、ちょっとそこら辺のところはお聞きしたいんですけども。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

日光大橋のところですね、国1の。架け替えの当時に私も土木におりまして、土地改良区の水路だとか、そういうのを用地買収の関係で調べさせていただいた、10年前で記憶がちょっとあれなんですけれども、たしかあのエリアの土地改良区の換地処分されたときの図面に基づいて、ここは国の、俗に言う青の水路敷というところで国の管理の部分ですよ、それから、こちらのところは地元土地改良区の管理する水路ですよという色分けというのか、図面があったというふうに記憶をしております。それで、国1の平行した水路につきましては、土地改良区の水路と、それから国のものというふうに混在していたところがあるかとは思いますが、その管理につきましても、その当時、地元の土地改良区の役員の方、地元の方と、それから説明会を開いたりして調整をさせていただいて現在に至っておるというふうに思っておるわけでございます。

以上でございます。

○1番 松本正美君

おはようございます。1番 松本正美でございます。

ページ数は39ページ、雑入のところのバナー広告掲載料52万5,000円であります。

本町でもバナー広告ということで、ホームページなんかに掲載をされておるわけですが、今、28年度、また現在の状況をちょっとまず初めにお聞きしたいと思います、どんな状況でしょうか。

○政策推進課長 北條寿文君

それでは、私のほうからお答えいたします。

バナー広告につきましては、これはホームページのほうで募集をかけさせていただいているものでございまして、当町のバナー広告はホームページオンリーということで、今現在収入を得ております。今年度につきましては、昨年度から3件減りまして、今5件という状況でございます。昨年度は8件ございましたが、今年度5件ということで、若干減っております。ちなみに、27年度から28年度については2件ふえておりましたが、ちょっと今年度は減収という見込みになっております。

○1番 松本正美君

バナー広告について今、答弁をいただきましたけれども、あまり伸びていないというような状況でありますけれども、バナー広告、これは本町の貴重な財源でもあると思うわけなんです。今後、町政運営の源泉であるこのバナー広告を、多くの企業、団体にこのバナー広告を掲載していただけるようにしていかなきゃいけないと思うわけなんですけれども、この広告の努力というか、そういった取り組みについて、今後どのように考えてみえるかお聞きしたいと思います。

○政策推進課長 北條寿文君

バナー広告につきましては、当町の税外収入として貴重な財源というふうに捉えております。そのような中で、特に一昨年度から今年度にかけて改善を図ってまいりましたのが、当町の入札を行うときに、町内の事業者さんを初め、各契約業者さんのほうには、何とかお願いできないかなということバナー広告の募集について、それぞれ落札業者、契約業者の方にはPRするように全庁的にお願いをしている取り組みをしているところでございます。

あと、どうしても今ある5件というのは、全て町外からのお申し出によりまして、実情といたしましては、町内業者が一つも広告をいただけていない、ホームページを持っていない事業者さんもありますので、その辺のところをこれから商工会さんを初め、何とか町内事業者さんのほうにPRを強化してまいりたいというふうに考えております。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

今、ホームページなんか見ていると、同じ企業の方が結構そういうで載せてあるということで、非常に変わっていないなど、このように思うわけなんですけれども、このバナー広告というのは、本町の自主財源の一番大事な取り組みだと思われませんか。

この自主財源確保ということで、今後もこの蟹江町にも公用車が結構かなり昼間、走っているわけなんですけれども、こういった公用車にこのバナー広告ということで広告をのせるような考えはないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。今後の取り組みとしてありましたらよろしくお願ひします。

○総務課長 浅野幸司君

ご質問いただきました公用車の広告のところでございます。

今現在、公用車につきましては、ドライブレコーダーの車載をしておるとところの表示をしております。

いいご意見ございましたので、どういった形で公用車に広告をのせるかという、これはいろいろ手法が多々あると思っておりますので、今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

2点ほどお伺いしたいんですけれども、ページ数でいくと17ページです。

町税の、町のたばこ税についてちょっとお伺いしたいんですけれども、2億5,564万4,008円という、結構大きい金額のたばこ税なんですけれども、このたばこ税自体、蟹江町にどのような流れで納付なのか、入ってくるのか、その点、お聞かせください。

それと、39ページの延滞金で、町税の延滞金について、少しお伺いしたいと思います。

この延滞金問題、私もずっと取り上げていますけれども、相変わらず税の滞納相談、私の

ところにも頻繁にあります。毎回申し上げているんですけども、滞納世帯のこの解決方法、住民の実をよく把握して相談に乗ってください、また、地方税第15条の納税の緩和措置を積極的に適用してください、分納、減免などで対応しているのかということについていつも言っておりますが、この相談、滞納の解決の相談は今、どのように行われているのかお聞かせください。

○税務課長 鈴木孝治君

まず、たばこ税ですけれども、町内の小売業者様のほうへ日本たばこ産業さんですか、そういうところから卸されます。その本数によりまして税金がかかってまいります。税率としましては、1,000本当たり5,262円ということです。

どのように蟹江町のほうにお金が入ってくるかといいますと、最終的には、例えば日本たばこ産業さんですか、そういうところから本数の申告がありまして現金が振り込まれるというふうになっております。その計算方法としましては、たばこ産業様のほうが小売業者様から毎月の返品分を差し引いた金額で本数を計算して金額を出してみえるということでございます。

次に、延滞金のところなんですけど、納税者の方の実情を考慮して事務を行っているかというご質問でございます。

これは、以前もご質問があったような内容ではございますが、納税相談の際とか、そういうときには納税者の方の実情を考慮した納税相談は行っておるつもりでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。

たばこ税なんですけれども、よく私もたばこ、喫煙するんですけども、よくコンビニでほとんど僕も買っています。ちょっと聞いた話によると、コンビニは、町内のフランチャイズのコンビニたくさんあると思いますけれども、親会社にある所在地の納税になるじゃないかということ聞いたことがあるんですけども、よくたばこは町内で買いますよってよく看板も見ますし、よく聞きます。そういうことで、実際にコンビニでの販売でたばこ税はどうなっているのか、もう少し詳しくお願いします。

それと、延滞金なんですけれども、住民の実をよく把握し、確かにずっと徴収強化して延滞金も、本税が減って延滞金も減りつつありますけれども、それと昨年、2016年、平成28年4月なんですけれども、納税者の申請による換価の措置、換価の猶予ができたんですけども、この制度を積極的に活用して、納税者を応援する形をとっていただきたいと思うんですけども、これについて申請者はいるのかお伺いいたします。

○税務課長 鈴木孝治君

まず、たばこ税のほうですね。コンビニエンスストアで購入された場合に、本社のあると

ころで課税しているのではないかということなんですけれども、あくまでも蟹江町内の店舗で購入された場合は、蟹江町のほうの税収になっております。

次に、先ほど延滞金のほうの話ですけれども、換価の猶予の申請の話です。そちらのほうは、昨年度はゼロ件でございました。ただ、先ほども申し上げましたが、納税相談するときには、納税者様の実情をちゃんとお聞きして、任意の分割納付ではございますが、無理のない金額で分割納付という話になっていくことが多いと思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

たばこ税、蟹江町内どこで買っても町内に入るということで、吸う側としてはちょっと一安心ということなんですけれども、たばこ税についてはわかりました。

あと、滞納金の話なんですけれども、何でここまで僕、換価の猶予、申請をくどく言うかということ、自営業者は特に借入れのときに滞納があると借入れができません。そういうことで、特に県保障、国金なんかで延滞金があると、国税もそうですし、地方税、また事業税もそうなんですけれども、借入れができないということで、換価の猶予とか徴収の猶予ができれば、認められれば借入れができます。そういうことで再三言っていることがあります。

そういう意味で、せっかくできた納税者のほうからの申請による換価の猶予の制度、積極的に活用をしていただきたいと思えます。

○税務課長 鈴木孝治君

できたら、滞納になる前にご相談いただいて、納期限が過ぎる前にそういった状況になればご相談に来ていただければと思っております。

以上でございます。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

ページ35なんですけれども、愛知大学の名古屋校舎蟹江グラウンド貸付収入ということで、希望の丘の半分の範囲を愛知大学のグラウンドとして貸し付け、その貸付金をいただいていることなんですけれども、これも一応、5年契約ということで始まっておりまして、それで、あと1年ぐらいあるのかどうか、ちょっとよくわからないんですが、その5年後の契約の期間がいつなのかというはっきりした日にちと、それから、これは県から払い下げを受けた土地でありますので、当時の説明では、この土地には利用上の一定の縛りがあるということを知っておりましたが、その縛りというのは今でも生きているものなのか、どのような範囲に変更されたりをしているのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○生涯学習課長 松井督人君

生涯学習課長の松井です。よろしくお願いたします。

ただいまご質問いただきました希望の丘の契約につきまして、すみません、今ちょっと契約書を持ち合わせておりませんので、契約の時期については後ほどお答えをさせていただきます。

それから、契約の内容につきましては、縛りがあるものについては、契約中は継続をして考えおります。その後の契約については、またその契約時に、その縛りについても検討させていただいていきたいと思っております。

○議長 奥田信宏君

これでは答えになってない。誰か答えませんか。総務が答えるか。

○政策推進課長 北條寿文君

今現在、所管をしております教育委員会のほうから今、答弁をしてもらいましたが、当初、愛知大学との連携ということで、用地取得のときに主導のところがかかわってまいりましたので、政策推進課としての見解でございますが、まず教育委員会から払い下げを受けたときには、基本的には約10年間は教育的要素を持った施設として使ってほしいという縛りがございます。その中で、当町としては、今は防災の拠点の位置づけにもなっておりますが、基本的には生涯学習施設の一つとして、貸し館の中で皆さんのレクリエーション等の生涯学習活動に使っていただくこと、あとは屋外でのバーベキューを通じたファミリーでのレクリエーションということで、そんな要素をもって教育施設としております。あと、あわせて、愛大への貸し付けということで、これももちろん教育の要素がございますけれども、愛大さんとは今、5年間ということで、今ご質問いただいたとおりの一つの期限を設けておりますが、当初は10年ほど貸し付けをしたいという希望も持っておりましたが、いきなりスタートから10年というところは、なかなかどのように運用されるかということを見守っていかないと当町も判断できませんでしたので、まずは5年間ということでございますが、きちっと愛知大学さんとの連携の中で、町民講座ですとか、あるいは大学の持っているグラウンド、テニスコートを使った町民大会ですとか、そんな形で町民との交流というものも、ある程度緒についてまいりましたので、また、残された1年間の中で愛大さんとの今後というのはしっかりと考えてまいりたいというふうに考えております。

○9番 中村英子君

確認ですけれども、最初の契約が5年間であったということは、契約書うちにありますので、それがいつ切れるのかということについては、それはわかりますので、今おっしゃったとおりですけれども、そうしますと、この土地について、5年間という約束はしたけれども、10年間ぐらいは貸してほしいという希望があるので、10年間ぐらいは念頭にまず置いているよということが一つの確認事項かなと思います。

それから、縛りということについては、今も答弁ありましたように、教育関係の施設として利用するという縛りも、ほぼ10年であると。10年後はそれについて、どういう方向に行く

かは別としまして、県のほうの縛りとしては一応消滅していくんではないかと、そういう受けとめ方でこの地域はいいということをまずご確認させていただきます。

これは後で教育の支出のところ、それからあと、今、富吉駅南の区画整理をしようというようなことになっておりますので、それとの絡みの中でどう位置づけ、どう考えていくかということも重要なポイントの一つかなというふうに思っておりますので、後のほうでまた再質問させていただきますので、お願いします。

以上です。

○議長 奥田信宏君

他に質疑がないようですので、歳入を終わります。

ここで、給食センター所長、生涯学習課長の退席を許可をいたします。

入れかえのため、暫時休憩をいたします。

(午前9時35分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時36分)

○議長 奥田信宏君

歳出は款別に質疑を受け、款ごとに1人3回までといたします。

第1款議会費、44ページから47ページまでの質疑を受けます。

ありませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、1款議会費を終わります。

続いて、2款総務費、46ページから103ページまでの質疑を受けます。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

ちょっと何点かお伺いいたします。

51ページの職員研修事業費ということで、どこで聞いたらいいかちょっとわからなかったんですけども、最近、外国人たくさん町内にもいらっしゃいます。中国からブラジル、いろいろな国の人方住んでいるんですけども、実際にそういうときに外国人の、行政から税金のこと、いろいろな相談あると思うんですけども、職員で外国語が話せる人がいるのか、そういう対応のときどうするのかちょっとお伺いをいたします。

それと、71ページの平和祈念事業の日本非核宣言自治体協議会負担金2万円について、ちょっとお伺いをいたします。

実績報告書でも31から32ページにこの平和祈念事業について載っております。この平和祈念事業なんですけれども、特にこの負担金なんですけれども、日本非核宣言自治体協議会と

いうことで、ちょっとこの設立の趣旨がいろいろ書いてあるんですけども、当協議会は全国の300を超える自治体により組織され、総会、研修会のほか、さまざまな平和事業などを通して設立の趣旨の実現に努力していきますと、平和祈念事業ということでもありますけれども、実際にこの蟹江町も首長さん入っているんですけども、実際にこの協議会に総会、また研修に出席しているのかお伺いをしたいと思います。

それと、今の協議会の中の活動で、各自治会の平和事業推進などを行っていくとあるんですけども、蟹江町のこの平和祈念事業、どう捉えているのかお伺いをいたします。

それと、73ページの国際交流事業について少しお伺いをいたします。

実績報告書でも33ページにマリオンの中学生の研修ということであるんですけども、中学生の参加人数が12人ということで、実際にこの交流事業、最初に何人の人が応募というのか、申し込みがあって12人に最終的に絞って派遣されるのか。ちょっと聞いたところによると、定員はいつもオーバーして、選んで派遣すると言っておりましたが、それに対して選考基準等があったらお伺いをいたします。

91ページの徴収事業についてお伺いをいたします。

これは実績報告書の39ページのほうがわかりやすいですけども、差し押さえ処分件数418件とあります。実際、この差し押さえ件数413件なんですけれども、その内訳がわかりましたらお願い、現金とか預金、いろいろあると思うんですけども、わかりましたらお願いします。

同じくその下にある参加差し押さえ処分件数8件、大体ちょっと調べたんですけども、この参加型の差し押さえの仕組みというのか、ちょっと何だか教えてください。

97ページから99ページの選挙に関してお伺いをいたします。

今週ちょっとばたばたして、来月にも総選挙が行われそうなんですけれども、昨年、参議院選挙で、ことしの3月に町長選挙が行われました。ちょっと蟹江町としてどう取り組んでいくのかお伺いをいたします。投票率のことなんですけれども、参議院選挙が53.54%ということで、投票率がやっぱり低いと思います。あと、町長選挙に至っては31.27%ということで、投票率が本当に悪いと思います。

そこで、町としてこの投票率向上をさせるのに、何か取り組みを考えているのか。これについて参議院選挙、18歳に引き下げられた最初の選挙だったんですけども、その点について何かありましたらお願いをいたします。

以上です。

○総務課長 浅野幸司君

では、私のほうから、冒頭にご質問いただきました職員研修の事業費の関係のところの外国人の方への対応状況というところでございます。

かなり最近、外国人の住民の方もふえてまいりまして、窓口には外国人の方がいらっしゃる

機会も多うございます。そのような中で、実際どう対応しているかというところでございますけれども、語学に堪能なというか、外国語学科を出た、卒業した職員も多々おりますので、そういった職員のほうを随時呼んだりしまして、現在のところ対応しておるという状況でございます。

以上です。

○政策推進課長 北條寿文君

私のほうからは、平和推進に関するご質問と国際交流ということでマリオン派遣ですね、この2点をお答えさせていただきます。

まず、日本非核宣言自治体協議会ということでご質問をいただきました。こちらのほうは、都道府県や政令市につきましては、負担金5万円、市につきましては、人口によって4万円ないしは6万円、そして町村については2万円ということで負担金を今、当町は2万円負担させていただいております。

首長会議にはもちろん加入をしております、平和都市宣言そのものは今、全国自治体1,740ほどありますが、そのうちの90%がこの協議会のほうに加盟をしております。その中で、当町におきましては、昭和63年11月に平和都市宣言、非核宣言を行いまして今日に至っているわけでございますが、その中で毎年、首長会議につきましては、総会というものが広島と長崎を交互に会場といたしまして開催をされております。3泊4泊を伴う、宿泊を伴う期間ということで、町長につきましては、なかなか全期間の公務が合わないというところもあって、総会会議そのものにはまだ出席がしたことがございません。しかしながら、協議会の中にはメンバーとして加盟をしておりますので、逐一、例えば先般、ミサイル発射とかありましたけれども、その都度、協議会の中で抗議文というものが即日作成され、それを当町のほうにもメール配信をいただき、町長確認のもとに賛同するという形で意思決定をしております。

その中で平和事業の今後ということですが、これまでは議員の皆様方にもしっかりとご出席をいただき、感謝申し上げます。そのような中で、ことし特に平和事業につきましては、事業のリニューアルをいたしました。これまで行ってきました映画会、これを平和リレートークというイベントに変えましたけれども、当町につきましては、基本的に8月を平和の強調月間というふうに捉えております。まず一つは、8月の頭、5日、6日、1泊2日で行かせる広島平和記念式典への中学生派遣事業、その後、8月の月末に映画会を改めて、その派遣報告会と平和について、実際、被爆の体験講和ということで、被爆者の方をお招きした講和を聞くことによって平和の意識を高めるということで、これは広島の日、長崎の日、そして終戦記念日と、これだけラインナップそろっておりますので、8月を強調月間として捉えております。あとは、月間、8月を通じて1カ月間、平和の啓発ということで、図書館のほうで、これは図書館とコラボレーションしまして、平和の祈念のパネル展というものを実施

しております。

したがって、非核の宣言をしている自治体として、年間通じて12カ月ずっと平和ということ、なかなか口には出してはいないんですけれども、めりはりをつけながら、しかるべき世論が高まる時期にしっかりと平和祈念事業に取り組んでいるというのが実情でございます。

続いて、マリオン派遣ということですが、こちらのほうは、主要成果のほうにも書かせていただいておりますが、未来の蟹江町を担う国際性豊かな人材の育成ということを目的に実施をしてきております。一番最初は、姉妹都市の締結をする前の平成20年が最初のプレ派遣ということで実施いたしまして、その後、締結後、28年度まで、最近では隔年ということで実施しておりますが、これまでに80名の生徒が姉妹都市、マリオン市のほうまで出かけてまいりました。

そんな中で、選考ということにつきましては、始めた当初は、最後は抽選で決めると、一定の面接を行って、集団行動、これは海外に行く集団行動になってまいりますので、当然、規律がとれない、健康状態に不安がある、そのような生徒さんをお連れいたしますと、1週間海外ですので、病院にかかる等の心配もございますので、その辺のところを最低限面接をさせていただいて、最後はいわゆるくじ引きという形で決めていたのが当初でございます。それが、平成23年度の派遣からは、町のほうでほとんどの負担金を負担させていただくということで、きちんと責任を持って今、選考させていただいているのが実情です。

応募につきましては、定数が12名に対しまして、ここ最近では毎回30名前後の応募がございます。約3倍の倍率の中で、町を代表して連れていくにふさわしい生徒を、町長初め、町幹部の大体5名の面接官を用立てまして生徒の選考をさせていただいております。その中には、国際性に対する意識がちゃんとあるかどうかとか、あるいはコミュニケーション能力がちゃんとあるか、これは英語ができるかできないかではなくて、当然中学生ですから、まだ語学というところはままならないと思いますけれども、とにかく行って自分でしっかりと交流をすると、そして自分の将来につなげていくという確固たる強い意思があるかということを確認の中で確認をさせていただき、町のほうで12名を選考しているというのが実情でございます。

また、再質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○税務課長 鈴木孝治君

それでは、主要成果39ページの差し押さえ件数の内訳でございます。

413件のうちですけれども、預金が189件、給与が132件、報酬が5件、請負代金が14件、年金が27件、生命保険が25件、所得税還付金が2件、不動産賃貸料が5件、クレジット債権が1件、不動産が13件でございます。不動産以外は全て債権系の差し押さえとなります。

次に、参加差し押さえのご説明をさせていただきます。

こちらは、先行する差し押さえに対して重ねて滞納処分を行う場合に、例えば不動産に差し押さえがもう既についているところに重ねて滞納処分を行う場合は、差し押さえという名前ではできませんので、そういった場合は参加差し押さえという表示で滞納処分を行っております。ちなみに、債権のほうにもこのように重ねて差し押さえを行う場合があるんですが、債権の場合は参加差し押さえというふうには呼ばず、差し押さえというふうにはなるんですけども、事務処理上は区別するために二重差し押さえという表現を使っております。

以上でございます。

○総務課長 浅野幸司君

では、選挙費のご質問にお答えをいたします。

参議院選、町長選ともに投票率が非常に低かったというところがございます。

町といたしましても、選挙権年齢の引き下げに合わせた啓発物品等で効果的な啓発活動、もしくは街頭、駅前あたり、近鉄の蟹江駅前あたりの街頭啓発に努力して投票率の向上に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ちょっと、何点か聞き過ぎて頭が混乱しておりますけれども、最初の外国語の話もそうですけれども、本当に相談に来得る人でも、日本語がしゃべれん人がいて、もう全然わからないというのがあります。そういうことで、とりあえず、そうすると、何とか英語から中国語、そういうのがしゃべれる職員がいて、何とか対応できるということによろしいですか。

次の平和祈念事業なんですけれども、今、蟹江町としても力を入れている自治体のほうだと思います。町長が平和祈念、平和に頑張って推進すると言っておりますので。

そこでちょっとお伺いを、この平和祈念事業についてお伺いをしますけれども、皆さん知ってのとおり、7月7日だったかな、国連で核兵器禁止の条約が国連で採決されて、ヒバクシャ国際署名を推進して集めようという運動が今、行われております。この署名について、横江町長も署名をしております。今、ほかの自治体で先立って、首長次第だと思うんですけども、庁舎やほかの公共施設、公民館等でこの署名を置いて集めている自治体も多々あります。首長さん次第ですけれども、この点について何かありましたらお願いをいたします。

あと、選挙の関係なんですけれども、昨年、参議院選挙、ちょっと投票所をいろいろ回らせてもらいました。蟹江町の投票所、中央公民館と中央公民館の別館は靴を脱がなくても投票できるんですけれども、学校とか地域の公民館だと靴を脱いでわざわざ投票所に入るということになっております。

名古屋市なんかも、学校での投票所が多い自治体でもあるんですけども、下にシートをひいて、土足のまま入って投票できるというふうになっております。あと、公民館だと、車

椅子とか、あと、足の不自由な方がなかなか投票しにくい面もあります。この点についてありましたらお願いをいたします。

○政策推進課長 北條寿文君

平和の関係の再質問ということで、署名の関係でございますが、町長が署名をされていることは私も存じておりませんでした。やっぱり署名というのは、個人の思想によるところが非常に大きいと思っております。自治体として、例えば公共施設に、今おっしゃられたような形で署名簿を置くというのは、これは署名に関する運動というのは、平和のみならず、いろいろな分野において行われておりますので、一つの思想だけを推進するというのは、なかなか行政としては難しいところがあるんじゃないかということで捉えております。

したがって、それぞれの平和推進の活動は応援させていただきますが、署名簿を配置するというのは、ちょっと思想の誘導にもなりかねないということでご指摘を受ける可能性が高いと思いますので、皆様方の平和活動を応援するという形のスタンスをとらせていただきたいというのが当町の見解でございます。

○総務課長 浅野幸司君

投票所の状況というか、土足のまま投票ができるようにというところでございます。

いずれにしても、選挙人の方の利便性が高まり、それが投票率の向上につながるようなところのことを最大限考慮いたしまして、投票所内の状況、その他、再度検討してまいりたいと思います。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

投票所については、そうやって、夏ならまだいいんですけども、冬、特に若い女性なんか、ブーツ履いて、それを脱いで投票所に行くような形も多々見ますんで、なるべく土足で投票できるようにお願いいたします。

あと、平和祈念事業なんですけれども、蟹江町も毎年ある平和記念式典に中学校を代表して10人行ってもらっております。平和の大切さ、とうとさを身にしみると思って、いい活動だと思います。ほかの自治体もなかなか、やめている自治体もやはりあります。財政上の問題がちょっとわからないんですけども。そういうことで、蟹江町も今後も継続してこの平和祈念事業の、特に平和記念式典の参加をよろしくをお願いいたします。

以上であります。

○6番 戸谷裕治君

6番 戸谷でございます。

少しお聞きしたいんですけども、59ページと95ページですね、住基ネットと、それとマイナンバーですね、これはどういうぐあいになっていくんでしょう。同じようなものがかぶったものだと認識しているんですけども、その辺はこれからどういう整理をされていくの

かなと思ひまして。結構予算使われますよね、これ。どなたがこれを答えていただけるんでしょうね。方向性を。

○総務課長 浅野幸司君

ご質問の59ページの、これは電算費の関係でございます。マイナンバーの制度というのは、ご承知のように、国の主導でもってずっと今、運用が開始されたところでございます。今回、28年度のこちらの予算、決算の中に、社会保障・税番号制度の整備事業というところで、決算書の61ページでございます。61ページのちょうど下のあたり、社会保障・税番号制度整備事業というところでございます。こちらにつきましては、大まか27年度におきまして、この本体部分の支出のほうは既に済んでおります。したがって、28年度の今回のこの決算の金額につきましては、対前年度ベースでかなり減っております。7,300万円ほど減少しております。そういう中でマイナンバーの制度構築というところで、こちらのほう、電算関係、自治体同士でやりとりをするということも踏まえて、こういった電算上のシステム改修等をしながら環境整備をしていくというところでございます。

その後の90何ページのところの費用につきましても、その関連費用と言えれば関連費用になるかと思ひます。実際こちらのほうは交付カード、番号カードを交付をするためのところの費用の事業費というところの捉え方でよろしいかと思ひます。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

私は細かい数字をお聞きしてるんじゃないしに、決算ですけれども、住基ネットとマイナンバーはかぶっていくということで、これからどういう整理をされていくのかなと。どちらのほうにどういうぐあいに移行していくのかなと。いつまでも、マイナンバーはもう個人で登録をしに行きますね。住基ネットは今までお持ちの方だったら行かないとか、いろいろなことが起こっているもので、これが二重になっているから、その辺をお聞きしたいなど。どういうぐあいにされていくのかなと、数字より。そちらのほうをお聞きしておきたいと思ひまして。よろしくお願ひいたします。

○総務課長 浅野幸司君

住基ネットとマイナンバーの構築という、そこら辺のところの違いということによろしかったですか。

マイナンバーにつきましては、これからずっと将来、国が主導でいろいろ運用していく、社会保障等々、税制度も含めてしっかりとこれから運用していく制度でございます。それに比べて、住基ネットのほうは、既存の環境でございますけれども、実務的なお話で申し上げますと、マイナンバーカードというのが発行をした段階で、従来の住基カードというのは返却というか、もうなくなるというところで運用しておるということで聞いております。

したがって、全面的にこれからはマイナンバーのカード、マイナンバー制度のほうで

全面移行という形の今ちょうど過渡期というところでございます。住基ネットにつきましては、住基ネットで既存の方法で今、利用しているかと思えます。それは、その所管のところできちんと運用しているという状況と思えます。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

そうしますと、やっぱり住基ネットの場合は、これからマイナンバーに移行された場合は、住基ネットがなしになっていくんですから、そしたら年度を限るとか、いろいろなことを考えていかないと、いつまでも住基ネットとマイナンバーがこういうぐあい動いていきますよということ。

○副町長 河瀬広幸君

今ちょっと議論を聞いておりますと、あくまでも住基ネットは個人住民基本台帳のものでありますので、それは過去も未来も続くと思えます。そこにマイナンバー制度が導入されて、基本台帳に登録するマイナンバーの番号を入れるのが、そのネットワークのダブルシステムで、住民課がやっているのは、マイナンバーを発行する個人、マイナンバーの制度でありますので、これから住基台帳には、今はマイナンバーの登録の、ナンバー登録のあれが発していますけれども、今後は、例えば税情報も全てマイナンバーで登録されますので、あくまでも住民基本台帳は、住民の基本、要するに蟹江町に住所と生年月日を有するものになるので、それはなくなりません。そこにマイナンバーが導入されて、住民基本台帳の中にマイナンバーが登録されて、マイナンバーと一緒に管理されていくという形になるということでもありますので、全く住基がなくなることはありませんので、それはしっかりと個人住民基本台帳がある限りはなくなりません。

○1番 松本正美君

1番 松本でございます。

ページ数は81ページ、防災対策人件費6万8,000円。

現在、防災会議の委員についてちょっとお聞きしたいんですけれども、現在、蟹江町の防災会議は、会長ほか15人ということで聞いているわけなんですけれども、以前、一般質問でも防災会議の女性委員をふやすよというのを以前にもお伝えしたことはあると思うんですけれども、その後女性委員はふえたのか、現在の状況を教えていただきたいのと、それと、ページ数83ページの全国瞬時警報システム保守点検委託料9万9,360円ですね。このことにつきましては、皆さんもご承知のように、全国瞬時警報システム、Jアラートが今、北朝鮮がばかばかやっているものですから、発射情報が配信されておるわけなんですけれども、地域によっては不具合が生じたということもお聞きしておるわけなんですけれども、蟹江町の保守点検と書いてあるものですから、この保守点検、緊急時に対応できる保守点検はどのようにされているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。この2点、お願いします。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

まず、今ご質問にありました1点目の防災会議委員の女性の参加というご質問でございますが、今現在、女性委員さんが婦人会長さん1名がおみえになっております。ほとんどの委員さんは充て職でございますので、その中でそれぞれの所長さんなり、そういったところで女性の方が採用されるというか、なられば、女性委員さんもふえてくるんじゃないかなということで、今のところそんなことで思っておるところでございます。

それから、全国瞬時警報システムの保守点検でございます。これは、年1回、保守点検をしていただいております。定期的に国のほうから点検のためにテスト配信がされておるところでありまして、それを担当の職員が受信しているかどうかというので確認をしまして、今不具合があるかどうかというのを見ているところでございますが、実際、不具合が発生した場合、保守点検を契約しておる契約会社へ至急連絡して、すぐ対応していただくという形になっております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

まず初め、防災会議のほうですけれども、女性の委員さんを配置してほしいということは、これは特に防災対策といたしまして、東日本大震災のときもそうだったし、熊本の地震のときも女性の方の支援に当たられた方々の声の中にも、女性特有の健康の問題だとか、それから情報の提供の少なさ、また清潔維持の困難、ニーズに合わせた物資の不足などが課題と上げられていたわけなんですけれども、私も今、防災リーダーをやっておりまして、特に女性の方のそういった要望等もお聞きするわけなんですけれども、そういう意味では、やっぱり防災会議の中に女性の委員さんが入るということは非常にいいのではないかなと、この辺思うわけなんです。特に女性の参画ということで、中村議員も訴えられていますし、蟹江町としてもそういう計画を立てられたわけなんですので、ぜひこの防災の会議に女性の委員を検討をぜひしていただきたいなと。これは以前と変わっていないもんですから、ぜひこれはお願いしたいと思うわけなんです。

それと、2点目のJアラートのほうであります。国のほうの定期テストだとか、そういうのが配信されてくるというお話であります。結局、北海道なんかでもそういうのもやっけていても、そういうことが起きているわけなんです。現実。だから、そういう意味では、伝達情報の提供がリアルタイムで提供できるような、そういうシステムをきちっと見直さなきゃいけないのではないかなと。北朝鮮からミサイルが飛んでくるから何とかなるだろうというような曖昧な考えでおるとえらいことになりますので、そういう意味では、提供体制もきちっと正確な情報が町民の皆様に与えられるような、そういうJアラートの取り組みにしていきたい。この点についてもちょっとお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

今、防災会議委員さんの女性の参画についてでございますが、今、条例定数で人数が決まっておるところでございますが、いっぱい今、定数の委員さんが参加をされておるところでございますので、今後、女性をふやすに当たって、条例定数の見直しも含めて、ちょっと検討していきたいなと思っております。

それから、Jアラートの住民へのちゃんと周知というか、正確な情報を発信することができるかどうかというお話でございますが、自治体によっては、実際にJアラートがテストで配信されて、同報無線に流して訓練をやっておみえになるところもありますので、今後は実際に放送ができるかどうかという部分も含めて、そういった訓練も含めて検討していかなくてはならないなと、担当ではこういった話もしておるところでございます。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ぜひ取り組んでいただきたいなと思います。防災会議、よその市町は大体3人ぐらいいるというところも聞いていますし、少なくとも2人、もう3人目を決めなきゃいけない時期に来ているという自治体も、検討しておるところもありますので、蟹江町は1人というのはちょっと少ない、そういう背景があるということも今、次長のほうからお話がありましたけれども、今後考えていかなければ、私たちも防災リーダーで回っておったら、そういう女性のニーズというのは多いですよ。だから、そういったことを含めて今後、検討していただきたいなと思います。

また、Jアラートのほうも、情報伝達のそういう訓練を考えてみたいということですので、ぜひ考えていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○13番 安藤洋一君

13番 安藤でございます。

69ページの下のほうですけれども、コミュニティFM番組制作放送経費補助金ということですが、これは発足して何年かたつんですけれども、これの負担金ですね、何%ぐらい、各市町村の中で蟹江町は何%ぐらい負担しておられるのかということと、それから、聴取率ですね、年平均でも何でもいいんですけれども、聴取率、もし調べたことがおありでしたら、それもちょっと教えてください。

○政策推進課長 北條寿文君

ただいまコミュニティFMのご質問ということでございますが、まず、負担金につきましては、パーセントではなくて、まず均等割というのがございます。半額が均等割でございます。残りは人口割ということで、4市2町1村、この海部津島地区7自治体でもって人口割で負担をさせていただいておりますので、一概にちょっと何%ということは、ちょっと今、数字がぱっと申し上げられません。そのような中での負担ということですので、基本的には

今後もこのまま継続をして放送を続けていきたいという意向でございます。

その中で、聴取率ということですが、これはちょっと確認のしようがございません。補助金の実績報告の中で毎年きちっと、これはクローバーTVさんのほうに委託をさせていただき、運用をさせていただいておりますので、その中で毎年会議、最後、実績報告をするんですけれども、その中で各自治体、当然当町もそうですが、どれぐらいの方が聞かれているのかということ、基本的に電波がどこから受信をされているのかというところの拾いようがないものですから、どれぐらいの方が聞いているのかというのは、ちょっと数字ではお示しすることができないということでのクローバーさんからのお返事もいただいております。

そんな状況でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございました。

均等割と人口割ということで、大体負担金と同じようなやり方だと思うんですけれども、それで、聴取率は確認ができないということなんですけれども、民間ラジオだと、結構、聴取率何ぼとかという話を聞くんで、同じような立場なので、調べておられるのかなと思ったんですけれども、答えられないということで、手応えとしてはどんなんですかね。よく皆さん聞いておられるなという手応えがあるのかなのか。私なんかは関心があるんでちょいちょい聞いたりするんですけれども、一般的にどのくらい聞かれておるのかな。特に最近、ラジオ離れというのもよく聞かれる話で、若い人のインタビューなんかでも、ほとんどラジオ聞いたことがないという話もよく聞こえてくるんで、その辺がどうなのかなと。それに対するこれから先、今、ずっとこれから先も続けていきたいというような話もされていたんですけれども、本当に費用対効果があるのかなという、そういったことは市町村が集まってコミュニティFMについての理事会か何かがあると思うんですけれども、そんな中で首長さんたちの中でどうするとか、これは続けていくとかって、そういう裏話とかっていうのはないのかなとか。あるにこしたことはない、緊急連絡手段のいろいろな選択肢があるのはこしたことはないんですけれども、費用をこれから先ずっとかけていってもいいのかどうなのかというのがちょっと不安になったんですけれども、その辺もまとめてお願いします。

○町長 横江淳一君

今の担当のほうから聴取率の話が出ましたが、出ないことは多分ないと思います。ただ、コミュニティFMと同じバンドで流しておりますので、調べる方法はあると思いますので、一度ちょっと検討をしてみたいというふうには思っています。

ちなみに、沖縄の読谷村がコミュニティFMを発信しておりますが、聴取率が89%だそうであります。どうしてなんだろうと言ったら、ほかに聞くところがないというところ。だから、そういう地域によっても、情報はあそこからしかとれないということととっているということがあるものですから、この辺はいろいろな媒体から情報をとっておりますので、あ

る意味、非常に多重化しているなという気はいたします。

それはそれでいいんですが、ご質問の中の負担金の問題でありますけれども、まさに今、安藤委員おっしゃったように、今、検討中であります。といいますのも、スタートさせていただき、議会でご承認をいただき、二百数十万円というお金をエフエムななみのためということではなくて、コミュニティFMの情報を共有するために西尾張シーエーティーヴィに負担金として支出をさせていただいております。内容は今言ったように、均等割と人口割ということで決めさせていただいておりますが、5年が経過をいたしました。我々といましては、当初、エフエムななみだけを単独でやるという考え方の中に、やっぱり費用対効果が出ないだろうということで、西尾張シーエーティーヴィに委託をして、4市2町1村がきちっとした意思統一のもとスタートしたのも事実であります。ただ、スポンサーをとって自助努力をしてくださいと。負担金をこれから少なからず少なくしてくださいという願いは実はしてございます。ただ、確約はしてございません。そういう話し合いを今、実は担当者レベルでさせていただいておりますとともに、今後、エフエムななみのあり方について、早急に町村会、もしくは海部セブンと申しまして、4市2町1村の首長が会う会議でスタートさせていくということで今、検討会が事務方レベルでスタートしておりますので、やっぱり費用対効果を我々はしっかり見たいということがありますので、指摘を受けたこと十分理解をさせていただきますので、しっかりとやらせていただきたいと思います。

○3番 飯田雅広君

3番 飯田雅広です。

お隣の板倉議員が先ほど質問されていた窓口の外国人のことでちょっと聞いていて聞きたくなつたものですから質問させていただきますけれども、窓口で外国人が来られるということなんですけれども、通常、何かの在留資格を持っていると思うんですけれども、例えば経営者の方ですと経営管理の資格を持っているはずですし、どこかにお勤めの場合は技術・人文知識・国際業務の資格を持っているはずだと思うんですけれども、大体この2つは日本語をしゃべれないと、在留資格がほぼ出ないと思います。例えば留学とか技能実習とかで来られる場合は、やはり日本語をしゃべれる方が、日本人が多分周りにはいるはずですので、どんな在留資格に関しましても、日本語をしゃべれるか、もしくは日本語が使える方もしくは日本人が周りにはいるというのが、やはり通常考えられるパターンだと思うんですけれども、そんな中で日本語がしゃべれない方が単独で来られるという、そういうことも多少あるかもしれないんですけれども、そういった場合というのは、在留カードの確認ですとか、そういうようなことで在留資格の確認等はされるのでしょうか。窓口で在留カードの確認をします……

○住民課長 中村和恵君

今のご質問なんですけれども、転入で窓口に見えるときは、必ず在留資格の確認をさせて

いただいています。在留カードを持ってきてみえる方ばかりが転入の住民票をつくられる手続になりますので、在留資格というのも必ず確認させていただきます。

確かに今、議員がおっしゃったように、窓口が一番最初にみえるときは、日本人の方が一緒にみえるだとか、日本語をしゃべれる方だとかという形で、片言の日本語でやりとりができる場合が多いです。後の手続のときに、例えば本当に国民健康保険だとか、そういうときの手続のときにそういう資格が必要になってくるかと思うんですけども、そのときも必ず確認のほうはさせていただきます。

以上です。

○3番 飯田雅広君

わかりました。

特に聞いた話、例えば機能実習で来られている方を受け入れている企業の社長さんとかから聞いたことがあるんですけども、例えばちょっときれいな女性が、やっぱり夜逃げて、不法滞在の状態で夜の飲食店で働くというパターンがよくあるというのを聞いていますので、やはり日本語をしゃべれない方が来られる場合というのは、そういった確認、不法滞在していないかなというような確認だけは、犯罪防止という面でも、ぜひともお願いしたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長 奥田信宏君

他に質疑がないようですので、2款総務費を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。10時40分再開とします。よろしく申し上げます。10時40分再開です。

(午前10時24分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

○議長 奥田信宏君

それでは続いて、3款民生費、102ページから139ページまでの質疑を受けます。102ページから139ページです。

○3番 飯田雅広君

3番 飯田雅広です。

117ページの真ん中あたり、まち・ひと・しごと創生事業の多世代交流施設設置事業設計委託料1,651万1,040円ですけれども、図面のほうを見ますと、1階に機械置き場スペースがあるんですけども、このあたりの地域、水害が大変心配される地域になっていますけれども、1階に機械置き場があるということで、ちょっとそのあたり心配だなと思っているんで

すけれども、これはやっぱり2階とかに持っていったほうがよりベターかなと思ったんですが、何でこの1階にあるのか、大丈夫なのかなというのを一度ちょっと教えてください。

○高齢介護課長 戸谷政司君

多世代交流施設の機械室が1階にあるというところのお話なんですけれども、一応、キュービクルだけは3階に上げさせていただいて、1階部分にその他の機械類、貯水槽とか、そういうものは1階部分に置いてあるという形になっております。2階部分にお風呂を設置することになりましたので、その部分はスペース的にやむを得ないのかなというところがございます。ただ、災害時のときには、最低限、電気の供給はできるように、キュービクルだけは上に上げたというところがございます。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

水害が本当に心配される地域ですので、なるべく水が来たときに壊れないように、いろいろ対策していただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○14番 高阪康彦君

14番 高阪康彦です。

ページ数は113ページの上のほうの委託料の中の13番、高齢者ふれあいサロン事業15万についてちょっとお聞きをいたします。

実績報告書にも、51ページにもございますけれども、まずこれ、開設費が助成が出ておるということは、多分、昨年初めて手を挙げられた団体だと思いますので、どういう名前の団体が挙げられたかということと、町の委託事業ということで、委託という考え方をちょっと教えてください。

それから、なぜ運営費の助成金が10万円という、その金額ですね、その金額がどうして10万円というふうになったのか、その辺のところちょっとお答えください。

○高齢介護課長 戸谷政司君

ご質問のありましたふれあいサロンの助成事業についてお答えさせていただきます。

主要成果の51ページに載っております運営助成費1サロンというのが海門地区にありますサロンでございます。下のほうの開設費助成1サロンというのが、東大海用のサロンをことしの4月から開始しておりますので、その準備資金というところがございます。

あと、委託事業になるよというところのお話でございますが、基本的に運営をしていただくのは自主グループというか、地域で自主的に作成されたグループでやっていただくんですけれども、こちらのほうから助成金を出させていただくというところで、いろいろな方が利用していただくというのが前提にございますので、例えば海門地区でやっているサロンのところに、どこか住民の方から、どこかこういうサロンはないですかと聞かれたときに、全然

違う地区の方もそちらのほうにご案内させていただくことがございますので、申請を出されたときに委託契約という形で契約をさせていただいて、そういう運営をしていただきたいというのがこの委託事業というところになっておるものでございます。

あと、10万円の運営経費というところでございますが、大体って言ったらいけないんですけども、こういう事業をやっていくときに、年間でどのぐらい費用がかかっていくのかというところで、その辺踏まえて大体10万円ぐらいで運営ができるんじゃないかというところで10万円というところで設定をさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○14番 高阪康彦君

委託事業の委託という考え方は、本来、町がやる事業だけれども、民間の方に託すという考え方だよね。それに対しては、年間10万まで補助しますよということだけれども、ちょっと私の知っている方がこれに取り組みただけだけれども、おたくの規約の要項を見ると、週に1回程度、年間50週ぐらい入ると、そして1回は2時間から3時間程度で開催すると、50週やると50回、場所だけで、もう借りようと思うと、1回当たり2,000円しかないんですよ、1回当たりで割ってみたら。大体地域の公民館なんかを使われる方が多いんだけれども、その公民館が1年に50回も使われると、公民館自体も困ることが出てくるわけ。そのときには、やはり公民館主体でやるんだけれども、そういう面で、手を挙げられる方は、はばかっているものだから、開設費用には5万円もらえると、それで年間10万円受けられるんだけれども、それをわかって受けられるんだけれども、実際運営しようと思ったところは、場所を借りるだけでも、まずお金で困ってしまう。あとは、今度お金をかけなくて人を集めるというのも大変なんですよ。例えば講師の方を呼ぶとか、ボランティアの方もみえるんですけども、いろいろやってお金がかかったとき、実際手を挙げられた方が本当に負担になっちゃうんだよね。それは実際、考えてみたら、町の委託事業なんですよ。その辺のところをもう少し考えて、基本的になぜこのふれあい事業をやって10万円出す、ちょっとこれは前もお聞きしたんだけれども、これをやることについて、高齢者が、閉じこもりの方が来て、そこで話したり何かすれば、認知症にもならないし、そういった感じで、中長期的には10万円の金だってできるんだというような費用対効果というようなことも言われたんだけれども、実際にそのように機能しているかなというふうに、ちょっと疑問に思うのもあるもので、これも一つ、いつも町が発表会やられるでしょう、委託事業の。それとは関連じゃないんですか。例えばこの委託事業をやられて……

(「共同支援事業」の声あり)

共同支援事業のときにやられるあれ、それとはまた関係はないんですか。今やられた方が、今度の共同支援事業にこういう補助してこういう活動をしましたという、そういう縛りはないわけ。そういう縛りはないわけ。

○高齢介護課長 戸谷政司君

今、共同支援事業のところで発表とか報告会はないのかというところですが、当初は海門地区を設立するときに、空き家の対策とか町の別の補助金を導入いたしまして開設したという経緯がありましたので、海門地区につきましては、そういう形で一度、報告会をさせていただいております。ただ、その他の運営の、東大海用とかですね、そちらのほうにつきましては、あくまでも自主グループでこの補助金、年間10万円の補助金をベースにというところですので、町内会とかに報告というのはあるとは思いますが、特に町全体で報告会をやるというところではございません。

以上でございます。

○14番 高阪康彦君

ちょっと意味が違うんだけど、そういう事業でしたら、必ず報告会をやらなあかんということはないんだよね。ただ、町に、自主団体がやられるものだから、町内会にその活動報告は別になくてもいいんですよ。町内会はただ公民館を貸すだけで。ただ、公民館だって無料で貸せませんね。実費をいただくということになっているんです。要するに、クーラーとか電気代とかということになっているもので、10万円という費用がちょっと少ないんじゃないかと私は思うんです。多分このふれあい、実際、多分活動報告で後で受けられるんだけど、最後の質問、実際それやられて、規約を見ると、最低5人以上の集まりと書いてあるね。65歳以上の高齢者が5人以上集まるのが条件ですよという、そういうものをチェックされて、実際そのように機能して、各ふれあいサロンが毎回5人以上の高齢者が集まってやってみられるところをチェックしてありますか、それ。

○高齢介護課長 戸谷政司君

昨年度から始まった事業でございまして、去年の実績の報告書、海門地区の報告書はいただいております。そちらの中でどういう活動をされた、一応どういう、収支決算と活動報告の一覧というのは毎回いただくという形になりまして、そちらのほうを精査して補助金をお支払いするというような形になっております。

(「あと、何カ所やっているか教えて。何カ所やっているか」の声あり)

現在のところ、川西が今、申請いただきまして、あと高阪議員の地元のところからもお話をいただいているところで、今大体4カ所ぐらいになります。

以上でございます。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

ページではなくて、子育て推進課のことでちょっとお伺いしたいんですけども、私、昨年から子育て推進課の、教育課も関係あるよということで、子ども条例を制定すべきだというご意見を申し上げているんですけども、この業務に関して、職員がかかわりというか、

負担なんですけれども、どういうふうになるのかなというところなんです、実は平成28年度の決算審査意見書という中の24ページを見ていただきますと、このページには監査委員さんから、真ん中辺ですが、時間外勤務が非常に増加をしましたよと書いてあるんですね。その一つの原因としましては、選挙があるということで、もちろん選挙というのは、当然そうなものですから、これは避けて通れない、仕方のないことなんですけれども、次に、男女参画プラン策定にかかわる事務などが上げられるというふうになっているんですよ。

私、男女共同参画プランや条例をつくってほしいということで、本当に20年も前から言ってきたんですけれども、こういった作業が職員が時間外でしか対応できない、時間外でしかということではないですよ、時間内にもやるかもしれないけれども、時間外対応になるといような記述があるんですが、そんな中で、では、私は子育て推進や教育に対して、子ども条例をつくるべきであるということをお願いして、このつくる作業は非常に手間暇時間がかかりますよということをお願いしたんですけれども、これがやはり時間外勤務をふやす、その中でしか取り組めない、そういうことになっていくのかどうなのか、この辺はちょっと、もしこういうふうな実態だとすれば、あれやれこれやれって言って、そして片方では時間外はふやすなどかっていう話になってくると、言っているほうも責任を感じる部分があるんですが、実態、子育て推進課さんはどのような対応ができるのでしょうか。そのことについてお伺いします。

○子育て推進課長 鈴木 敬君

ただいまご質問ありました時間外の件であります、私たちが行う業務につきましては、本来きちんと自分たちで計画を立て、時間内に、業務内に終わらせることが基本原則であります。ただし、そこの中でできないものにつきましては、所属長の許可を得ながら時間外をするという形になると思うんですが、今回子ども条例につきましても、恐らく新たに私たちがいただいている事務所管の中に、もう一つ乗っかってくるという形になると思いますので、私の私見ですけれども、恐らく時間外は必要になってくるかなと思います、極力、先ほど言いましたように、計画的に必要な最小限で終われるような形でやっていきたいと思っております。また、当然のことながら、教育委員会とも連携してきますので、そちらのほうとも調整しながら、情報共有しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○9番 中村英子君

極力はわかるんですけれども、結果としてかなりの時間外が必要であったという可能性があるのかなというふうに思うんですよ。

そこで、この男女参画プランよりも子ども条例のほうが手間暇がかかるわけなので、果たしてまたここで多くの、努力はわかるんですけれども、こういう作業が入ってくるたびに、通常の作業に上乗せされるわけですから、これで時間外というようなことも必要になってく

ると、職員の意欲というか、やる気も大変ですし、言うほうも大変なんですよ。

問題は、以前にも申し上げたことがあるんですけども、職員の適正配置とか仕事量に対する職員数とのバランスですけども、これは担当課の責任ではなくて、町長や副町長の責任なんですけれども、どういうふうに、この参画プランをつくるときに、監査委員から指摘されるほどの残業があったというようなことになってくると、どういう適正配分というか、オーバーワークにならないような仕事の配置や職員の数ということに気を配っているのかいなのか、その辺はどのように町長か副町長は考えてみえるでしょうか。

○副町長 河瀬広幸君

今回の監査委員さんの質問の中にもありましたように、時間外勤務についてのご指摘は確かにございました。その主な要因として、2つ挙げられております。一つが、議員のおっしゃったように、複数の選挙執行に係る経費で、もう一つは男女参画プランの策定等に係る事務ということで、これが全てではありませんが、確かに男女共同参画プランをつくるときに時間外が多かったという報告は受けております。

今回いろいろな計画をつくっていく上において、いろいろな仕組みを考えてやっていくんでありますが、特にこういう大きな事業になりますと、業者としての専門業者がまず委託で入ります。それは基本のたたきをつくることがありまして、その中に町の意見等を織り込んで、さまざまな方と意見を吸い上げたりして計画を策定していくんで、確かに通常の時間外以外に時間がかかることはあると思います。一般の方が対象でありますと、昼間お話しできればいいですけども、できない部分もありまして、いろいろな意見を集約しようとする、確かに時間外も発生する、またあと、その事務処理についても時間がかかるので、一定の時間外は必要だと思っています。

そんな中で、できるだけ今回のこの子ども条例もそうなんです、教育長さんに話をしまして、中村議員おっしゃるように、時間がかかるのは、確かにかかるというふうには私も理解しております。それとあと、いろいろな分野のお話を聞こうとすると、大きな仕組みになってきますので、その辺も職員の対応も含めて、当然コンサルも入れなきゃいかんですけども、それはあくまでも基礎的な話であって、町全体の計画をやろうとすると、オール蟹江町で、申しましたように対応しなきゃいけない、そういった場合に、じゃ、今後、職員の配置をどうするかということがありますが、非常に厳しい人員の中で、それぞれ日常業務の中でやっていただいております。今回新たな計画が発生しますと、当然これは計画の内容によっては、職員の人事異動のことも含めて配慮しなきゃいかんとは思っています。

ただ、言えますことは、非常に限られた人員の中でやっておりますので、できるだけ時間外に圧迫しないようにやってはおるものの、テーマによってはやむを得ないというようなケースが出てきて、それが今回は、選挙の執行に関しては、これはもう法定事務でありますので、これはしょうがないんですけども、通常の計画の中については、そういうことを踏ま

えて、人員配置を考えていきたいということと、もう一つは、PTと言いまして、私も答弁しましたが、それぞれ分野を超えて、時間内でそれぞれの担当を集めてテーマを設けてやっている等もありますので、その辺のところでは処理できればよろしいんですけども、なかなかそういうふうにはいかないケースもありますので、そういうことを踏まえて、人事配置、人事異動も含めた適正な管理をしていかなきゃいかんのかなということをおっしゃっているところがございます。

○9番 中村英子君

職務の内容というの、時代とともに変化する場合もありますし、こういうふうには新たな条例を作成する必要があるということもありますし、流動的な部分というのはあるとは思いますが、そんな中で、やっぱり町のトップとしては、時間外に対しては、ふえることに対しては議会からもまた指摘があったりもするわけですので、その辺のところは実務に見合った、今、副町長にもありましたけれども、人員配置や異動や、どういう手当を、どれだけの人を使っていくのかということに心を配らないと、一つのところに負担がふえましたよというけれども、その課でやりなさい、体制は従来そのままですよということをやっていると、負担がふえるだけで、こんなことしたくないというふうには私は思うと思うんですよ。だから、その辺のところは、やはり上に立つ者として、きちんとした対応と手当をしていただいて、これによって時間外が大きくふえることのないような、そういった配慮をやっぱり求めますので、そのようにしていただきたいと思っております。これは、子育て推進課だけではなくて、教育課もそうですけれども、そんな中で取り組みできるような考えを、教育長、何かありますか。

○教育長 石垣武雄君

この前の一般質問で中村議員が言われました子ども条例作成、これは計画の中で長い時間かけて子育て推進課とともにやっていくわけですが、こども会議となってくると、今思っているのは、夏休みとか普通の日が、そういう会議が、授業とか部活とか、そうすると、やはり土日を、これは部活動がありますけれども、そういう設定になってきます。それで、学校の先生もそのあたりがちょっとふえるかなと思うんですけども、生徒会とかいろいろなかかわりがあります。それで、子育て推進課も普通の通常でできるだけ計画的にあるんですけども、子供会議のときに、例えば子育てに出ていただくとかになると、これは勤務時間外になります。ですので、全然まるっきりなしということはなかなか難しいんですが、そのあたりを今言った、私にとっても学校の校長先生との話もしながら、そのあたりは念頭に置きながら、当然学校には長時間労働をというような話がありますので、計画的に、ゼロとはなりませんと思っておりますけれども、そのあたり負担をかけないような形で学校のほうも取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○10番 佐藤 茂君

10番 佐藤茂です。

111ページの老人福祉介護ロボットのところと、それから129ページの児童福祉の3人乗り自転車というところをちょっとお聞きしたいと思いますので、お願いします。

まず、介護ロボット、111ページの6、介護ロボット導入支援事業補助金ということで92万7,000円というものがあるんですけども、ちょっと介護ロボットというと、今現状、ニュース、テレビ等でも、介護施設等で施設に入ってみえる方が暴行を受けたりいろいろあるわけですけども、これからの時代、本当にこういうものも必要になってくるんだろうなと思うんですけども、今現状というか、ちょっと私も勉強不足で申しわけないんですけども、どういう状況になっているのかお聞きしたいのと、それから、先ほど言いました3人乗りの自転車ですね、どうもまた、またというか、新しく購入されてあれんですけども、今やはり自転車でも事故を起こしますと、結構損害賠償というのか、そういうものが結構大きな額になってきておるんですけども、こういう保険というものはきちっとされていると思うんですけども、ちょっとそこら辺、お聞きしたいなと思ひまして。よろしくお願ひします。

○高齢介護課長 戸谷政司君

ご質問のありました介護ロボット導入支援事業についてのご説明をちょっとさせていただきます。

こちらの補助金につきましては、国のほうの地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金というものの位置づけになっております。

こちら、介護ロボットということで名称ついておるんですけども、これは何かと申し上げますと、介護ロボットの使用による介護従事者の負担軽減を図ることを目的といたしまして、目的要件といたしまして、日常生活支援における介護に係る移動、排せつ、見守り、入浴支援等がございまして、この中のどれかを満たしているよというところの要件定義があります。蟹江町で実績のありますのは、人感センサーつきの介護ベッドの補助金です。こちらのほうは、蟹江町内の各事業所のほうに、こういう補助金があるので何かございませうかという投げかけをしまして、カリヨン福祉会から、こういうベッドを導入したいというところでお手が挙がりました。この中で、介護用のベッド4台を購入したのについて、国のほうの補助金がありましたので、こちらを支出したのになっております。

こちらの補助金につきましては、27年度もありませんでしたし、今年度についても、29年度についてもなく、28年度単年のものになってまいります。

一応、補助率は10分の10というところをございまして、国のほうから上限率というのが決められておりますので、若干の持ち出しはございまして、ほぼ9割ぐらひはその補助金のほうで賄ったものになっております。

以上でございます。

○子育て推進課長 鈴木 敬君

それでは、議員から質問のありました3人乗り自転車に関するご質問に回答させていただきます。

まずこちら、決算書に上がっています3人乗り自転車の購入費としましては、28年5台分を購入いたしました。自転車そのものと、あと、前と後ろに子供さんを乗せる、そういう補助席をつけたものを全て含めたようなものです。また、ここの中には点検ですね、それから登録代金も入っております、その中いわゆるTSマークというものがありまして、それが保険に入るという形になります。というような形で一応、保険には加入したものをお貸しするというような形になっておりますので、もし事故等がありましたら、そちらのほうを活用するという形です。

以上です。

○10番 佐藤 茂君

それじゃ、まずロボットのほうですけれども、カリヨンさんのほうで今年度4台ばかり入れるということで、それに対する補助金を出したよということでもありますね。ありがとうございます。わかりました。ありがとうございます。

それで、自転車ということで、保険はきちっと入っておるということでございますので、わかりました。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉浩幸です。

113ページの配食サービスについてちょっとお伺いいたします。

報告書でも事業委託料ということで、延べ人数9,095人ということに上がっておりますが、実際に延べ人数しか今わからないんですけれども、週1回利用している人が何人とか、週2回、3回利用している人が何人いるのか、ちょっと把握したほうが良いと思うのですが、その点についてお願いいたします。

2点目、もう一つだけお願いします。

ちょっとわかりにくいので説明をお願いしたいんですけれども、117ページから121ページ目にあります臨時福祉給付金なんですけれども、これだと経済対策分とかいろいろ、年金生活受給者用とかいろいろ、低所得者高齢者用とかあるんですけれども、実際にこれ、28年度何回この臨時福祉給付金が行われたのか、ちょっとわかりやすく説明をお願いいたします。

○高齢介護課長 戸谷政司君

ご質問のありました配食サービスについて、週何回使っている人が何人いるか、延べ人数の集計はとってございますが、その辺の細かな資料というものが今、手持ちでございませんので、またこちらのほうは実績等ございますので、集計をすることは可能になってくると思

いますので、その辺も集計したいと思います。

以上でございます。

○住民課長 中村和恵君

臨時福祉給付金について述べさせていただきます。何回やったかという話なんですけれども、まず年金生活者等支援という給付金があるかと思うんですけれども、これが国のほうが27年度補正で上げております。この分を実際、28年度にやっております。あと、簡素な給付措置と遺族年金受給者向け給付金というのを28年度にやっております。もう一つ、ちょうど3月からの申請受付になったんですけれども、経済対策分という形が1カ月間、3月1日から6月1日という形になっておりますので、28年度から29年度にかけてやっております。ですから、28年度は実際のところ、給付金の数と言ったら変なんですけれども、数としては4つなんですけれども、1つは合わせてやっておりますので、3つやっている形になっております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

配食サービスのことでちょっと再質問したいんですけれども、なぜ僕、28年度から週1回だったのが2回になり、週5回になったんですけれども、安否確認を含んだ配食サービスであります。そういう意味で、週1回しか利用していない人が何人、後で資料をちょっと欲しいんですけれども、実際になぜ利用していないのか。週5回ある中を週1回しか利用していない人が、なぜ週5回利用しないのか。経済的な負担があるとか、いろいろなことが考えられるかもしれないんですけれども、もう少しその辺、詳しくお願いします。

臨時福祉、計3回ということによろしい、引き続き29年度も6月までであるということ、やるということによろしいんですか。

それで、この臨時福祉給付金、全てそうなんですけれども、期限決められた、期限後というのはもらえないことによろしかったんですかね。お願いいたします。

○高齢介護課長 戸谷政司君

配食サービスの詳しい状況というところについてということなんですけれども、一応、今、利用人数が昨年度の実績で875人で、延べ人数というところで9,095食を配付しておるところでございます。

なぜ週に1回の人がいるとか、週2回の人がいるというところにつきましては、じゃ、逆に住民の方に、なぜ毎食とらないのですかというようなこともお聞きすることは難しいのかなというところはございますので、個人のご都合とか、そういうものがあるんじゃないかというところで把握しておる状況でございます。

集計的なものはとることは可能ですけれども、その理由については、ちょっと何とも申し上げることができないのが実情でございます。

以上でございます。

○住民課長 中村和恵君

臨時福祉給付金なんですけれども、一番最初に対象者になられる方にお手紙を送ります。その後、申請期間を定めて、申請期間を過ぎた人については、はっきり言ってお支払いすることはしておりません。そのかわり、まだ途中に、申請がまだなので申請してくださいねというお知らせは個々に送らせていただいております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

配食サービス、確かになぜ利用しない、なかなか聞きづらいと。中にはいまだに週5回あるんだけど、そのうち1回しか使えないとか、ちょっとまだ勘違いしている人もいますんで、ちょっと今回質問、いるんですよ、実際に。その辺の周知がなかなかまだ浸透していないのか、ちょっとわからない。僕らも聞かれると、ちゃんと答えはするんですけども、そういう面もありますので、引き続き配食サービス、お願いいたします。

臨時福祉給付金については、期限後、それまでに申請してくださいとお願いしているというところで、そうすると、もうほとんど100%に近い人がどのぐらいなんですかね。わかりましたらお願いいたします。

○住民課長 中村和恵君

やはり金額が多いと、一度、3万円という金額のときがあったんですけども、このときは、3万円のときは95.4%ぐらいありました。対象者数が2,579名おりました、95.4%の交付になっております。金額によってやはりちょっと差が出てくるんですけども、28年度にありました3,000円という金額のときは、やはりちょっと減って、83.6%くらいになっております。

以上です。

(発言する声なし)

○議長 奥田信宏君

質疑がないようですので、3款民生費を終わります。

続いて、4款衛生費、138ページから161ページまでの質疑を受けます。

○1番 松本正美君

1番 松本でございます。

ページ数は149ページ、委託料のこころの体温計の委託料3万7,584円、これ今、どんなアクセス数になっているのか教えていただきたいなと思います。

それと、その下の扶助費のほうですけれども、扶助費の精神障害者の医療費1,071万6,768円であります。

本町で現在、精神障害者の医療費助成制度は自己負担を助成していますが、ここの内容に

ついて、一度お聞かせ願いたいと思います。

○健康推進課長 小島昌己君

まず、こころの体温計の実績ですが……、お答えします。昨年度は13名の利用実績がございました。

その次に、扶助費、精神障害者医療費につきましては、こちらのほうの医療制度を受けられる方ということでよろしかったでしょうか。

(「自己負担で助成している、今現在の蟹江町の状況を先にちょっと……。」の声あり)

精神障害者手帳1、2級をお持ちの方の精神障害に係る医療、お薬について無料で使えるようになっている状況でございます。

以上でございます。

○1番 松本正美君

先にこころの体温計の委託料ですけれども、去年はこれでいくと、13名ということで、非常に当町初めのころは多かったんですけれども、少なくなっているなということで、私もホームページを見ていると、中のほうを開いていかないと、なかなかアクセスできないという状況になっていますので、初めのころは、一番初めのトップページぐらいに載っておったような気がするもので、これも非常に大事なことで、精神障害の方、自殺も結構いろいろなところでふえていますので、そういったことも含めて、トップページに、ホームページのよくわかるところに載せていただけないかなと、このように思います。

それと、2点目の精神障害者の医療費のほうですけれども、今、課長のほうからお話がありましたように、蟹江町は精神障害の手帳1、2級持ってみえる方で、それで精神障害に関連した医療費の負担となっているという、そういうお話ですね。

このことにつきまして最近、近隣の市町を見てもみると、精神障害者の方の医療費がほかの病気も無料になってきているんですね。調べてみると、蟹江町と大治町だけがまだやっていないという、そういう状況になっています。

だから、そういう意味で今後、やっぱり蟹江町としても、こういったお金がかかることだと思いますが、精神障害者のそういう方から見ると、よその市町がやっているのに、なぜやらんのかというお話を聞きますので、ぜひこれ、取り組んでいただけないか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○健康推進課長 小島昌己君

では、まずこころの体温計のほうの取り組みについてお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、こころの体温計については、負担金のほうをお支払いしまして、団体のほうがホームページを開設してやっています。年度の途中にその取り組みについての説明ですとか、今後の見通しについての会議がありまして、そもそも蟹江町健康推進課のほう、

蟹江町のホームページを見ていただいたら、そちらのほうにわかりやすくいただける工夫をもう少しさせていただくことと、それから、取り組みの会議がございますので、その席においては、必ずもうちょっと見栄えのするとか、皆さんに興味を持って見ていただけるようなホームページを開設していただけるように、より工夫をしていただきたいという旨を伝えようと思います。

次に、精神障害者医療のほうは、以前にも議員からご指摘をいただきまして、研究検討を重ねてまいりました。それで、やはりご指摘のとおり、愛知県下でもう1市町村あったと思うんですが、3市町村がまだ全無料化に、精神障害者の方の全無料化に向けては取り組めていない状況にあります。それで、実際に全無料化を実施しますと、医療費がどういうふうに膨れ上がるのかですとか、地元医師会や近隣医師会のお考えですとか、それから実際に使われる方の医療券が発行されますので、医療券がより使っていただきやすい形への工夫ですとか、その辺のところも考えております。

実際にそれをもし制度を実施させていただける、お許しがいただけますと、適切な開設時期、年度のどの時点で開設したらいいかということも検討課題に上げさせていただいておりまして、ほかの保険医療課のほうですとか、そちらのほうともいろいろ試行錯誤しておる状態であります。

できるだけ健康推進課としましては、実現させていただけるように、これからも研究を重ねてまいりたいと思います。

以上です。

○1番 松本正美君

今言うところの体温計のほうは、できるだけよく見えるところに、アクセスできるようにしていただきたいなど、今そういうお話しありましたので、よろしく願います。

あと、精神医療の件ですけれども、これはぜひ、周りの市町がもうそういうふうに来ているもんですから、皆さんからそういう声を聞くもんで、お金のかかることでありますので、町長に最後ちょっと、その件に関しましても答えをいただけるとありがたいなと思います。

よろしく願います。

○町長 横江淳一君

松本議員から何度も質問を受けているのも事実であります。

今、担当者が述べたとおりであります。ただ、近隣が、あとうちと、あと3つだったというふうに私は思っていますけれども、決してやらないということではなくて、前向きに考えさせていただきたいということも含めて、無料にすればそれでいいという問題では、多分ないというふうに、こればかりではなくて、ほかの医療行為も含めてでありますけれども、しっかりと考えていって、早期に実現できるように頑張ってみてみたいというふうに思っております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

ちょっと狂犬病のことについてお伺いを、149ページの狂犬病予防接種事業なんですけれども、これでいくと、狂犬病予防集合注射保険料1万9,260円、あとその下に狂犬病予防済証交付事務委託料ってあるんですけれども、これっていうのは何に当たるのか。狂犬病の予防接種の済証というのはわかるんですけれども、その上の保険料というのは何に当たるのか、ちょっとお願いいたします。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

ただいまの議員のご質問でございますが、保険料のことでよろしかったでしょうか。

保険料の注射の保険料でございますが、こちらは集合注射を行っております。蟹江役場とそれから4カ所、年1回春に4カ所、役場と、それから産業文化会館、それから須成の公民館と舟入の公民館、その出張の狂犬病予防注射を行っております。そのときに何か被害が起きたときの保険でございます。

以上です。

委託料の件でございますが、この委託料の狂犬病の注射済証交付事務委託料と、それから犬の登録の事務委託料についてですが、こちらの注射済証の交付委託料は、これはお医者さん、獣医師さんのほうで狂犬病の予防注射を行われたお客様が、注射済証というのは550円、その手数料要りますので、その分を病院のほうに1頭当たり幾らということで病院のほうにお支払いをしております。それから、登録のほうは、1頭3,000円の手数料ですので、その病院のほうにその手数料代をお支払いをしている委託料分でございます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

何かよくわからないんですけれども、基本的に予防接種の、蟹江町自体、予防接種の注射料金が2,850円と、今の注射済証の交付が手数料として550円で、自己負担として3,400円かかると思うんですけれども、今の説明でいくと、事務委託料というのは、病院に払って、蟹江町の補助が出てくるということで考えて、ちょっとその辺がよくわからないんですけれども、お願いいたします。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

委託料というのは、すみません、ちょっと間違っておりました。病院のほうに注射とかそういうのをやっていただきますと、委託料という、1頭当たり委託の金額が決まっております。西部獣医師会のほうで。その委託分を1頭当たり幾らというのを払っております。それから、登録のほうもその1頭当たり幾らというのは、今ちょっと金額のほうはすぐ出ませんけれども、委託料というのが決まっております。契約を結んで。その分の1頭当たりの

委託料を払っておる次第でございます。

○2番 板倉浩幸君

そうすると、自己負担と町の補助で登録済証はもらえるということになるんですか。

私も犬3頭を飼っております。集合で予防接種、なかなか狂犬病、義務でもありますので、毎年打っているんですけども、そういうことで、ただ集合で打つとなると、特に町長も知っているでかい犬ですんで、なかなか難しいということで、動物病院で打っているんです。実際に予防注射料金2,850円、蟹江町、結構安いです。動物病院へ行くと、3,000円、5,000円するところもありますので、いいんですけども、そういうことで、狂犬病、確かに今、実際に狂犬病があるのかないのか、獣医によっては狂犬病なんかもうないんだから打たなくてもいいよって、逆にデメリットのほうが大きいよという獣医もいるんですけども、今の自己負担分の3,400円のうち、手数料550円で、自己負担もして町の交付事業の委託料で補助もしているということですのでよろしいんですね。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

この自己負担というのは、補助というのは、個人さんには特にしておりません、この委託料では。大体これだけ、3,000幾らかかりますよというのは、登録代の3,000円と、あとは獣医さんの分でございます、特に個人さんに補助をするということには行ってはございません。先ほどの委託料であります、まず狂犬病のほうの委託でございます1頭につき275円の獣医師さんにその分委託を払っております。それから登録のほうにつきましては、1頭当たり獣医師さんのほうに、300円の委託料を払っております。その分の委託の金額でございます。以上です。

○6番 戸谷裕治君

1点だけお聞きします。

141ページが一番最後ですね、住宅用太陽光発電施設導入促進費補助金ですね。こういうのがうたってあるんですけども、こちらの成果のほうの結びにも書いてありますとおり、太陽光発電に対する普及はいいんですけども、資産としての計上がされて、償却資産として税金がかかっていないという部分もありますから、これは環境課が住宅用の太陽光のこれをやっておられるということで補助金ですよ。だけれども、その資産のほうは税務課がやるんですよ。どういうこれ、把握をされていくのか。これからどれぐらい税務課では、その太陽光を設置されたところをちゃんと把握されているのか。いろいろちょっと問題がある部分があるもので。我々事業者でしたら、太陽光を乗せると、すぐに償却資産として税金が来ちゃいますからね。だけれども、一般家庭だと、なかなかそれがわからないということがあるもので、そういう見張り役ですね、それは税務課として、地域を分けて回っているとか、そういうことをされているんだろうか。増改築にしてもそうだけれども、そういうちゃんとした税の公平にということで、そこら辺ちょっとお伺いしたいんですけども。横断的に話

し合いがされてやっているわけ、環境課と。これは導入されると、補助金もらわれたところは当然わかりますよね。税務課としてもすぐ把握できるけれども、ほかの部分はどれぐらい把握されているんでしょう。

○税務課長 鈴木孝治君

今ご質問のありました償却資産としての太陽光発電設備の件ですけれども、まず一般家庭についている太陽光発電設備が、今ですと、屋根と一体型になったものですか、屋根の上に従来からある乗せるものがあります。一般住宅の方に乗せてある太陽光発電は、償却資産としては課税はしてございません。屋根と一体型になっているものは、家屋の屋根として評価はさせていただいております。ただし、事業者の方がやってみえる太陽光発電ですけれども、例えば共同住宅の屋根に乗せているものですか、そういったものは償却資産として固定資産税の課税対象というふうになっております。あと、個人の方の場合でも、10キロワットを超えるような大型のものですと、自家用かもしれないんですが、10キロワット以上ある場合は事業用とみなしまして、償却資産の対象となっております。

あと、どのように把握しているかということなんですけれども、共同住宅の場合ですと、新築されたときに税務課の担当者が屋根とか一応確認させていただきまして、太陽光発電設備がついておれば、償却資産として申告していただくようお願いはしているところでございます。

以上でございます。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

今の住宅の太陽光発電の補助金関係は、確かに環境課のほうから新築の場合、それから既設の屋根の上に太陽光をつけた場合は、補助を環境課のほうから行っております。

ちなみに、1キロワット当たり1万5,000円の最大4キロワットで6万円が上限でございますが、ただいま税務課長のほうも言いました10キロワット以上のものについては、一般家庭ということではないということで、うちの補助の対象も、10キロワット以上のものは補助対象となってございません。

以上です。

○6番 戸谷裕治君

10キロワットというのは大体把握をしていたんですけれども、なるべくだったら税の公平を考えて、そういうことはしっかりと、そしてこれを申し上げているのは、増改築だね。そのときに案外、こちらのほうに知らせずに増改築が終わっているということが大変たくさんこの町はあると思います。そういう部分もしっかりと把握していただくように、そしてやっぱり税金はうまく取ることを考えてやっていただきたいなと思っておりますので、その辺は課長、もう一度ご返答をお願いできませんか。

○税務課長 鈴木孝治君

今、議員さんからご指摘のありました増改築とかの今後のことですけれども、まず建築確認が出るぐらいの増築ですと把握もできます。あと、登記がふえる場合ですとか、そういったものは把握しておりますので、そういうものは確実に評価はできるんですけれども、例えば軽微な修繕ですとか、建築確認が出ないような修繕ですと、さすがに把握することは、全ては難しいかなとは思っております。

ただ、評価基準にあるとおりでいけば、やるべきものというものはあると思いますので、そういったところにはこれからは注意して評価は見落とさないようにできたらとは思っております。

以上です。

○6番 戸谷裕治君

建築確認のことも出ましたんですけれども、建築確認の抜け穴もあるからね、いろいろ。そうですね、伊藤部長。建築確認出されてからうまくされる場合もあるから、その辺もよく見張っていただいて。そういうこともありますよね。ねえ、部長、1回、答えていただきましょう。

○産業建設部長 伊藤保彦君

もちろん建築確認に出されたときの図面が変わるということと言われたかと思うんですが、建築確認で来れば、もちろん税務課さんのほうとしては、最終に出たものの建築確認の申請時のものと現況を確認しに行って、違えば違う形で課税はいたしますので、それはそれで別に問題はないかと思っております。問題はないという言い方はおかしいんですが、そういうこともあり得ます。

以上でございます。

(発言する声なし)

○議長 奥田信宏君

他にないようですので、4款衛生費を終わります。

ここで子育て推進課長、健康推進課長、住民課長、政策推進課長の退席と消防本部総務課長、下水道課長、まちづくり推進課長、給食センター所長、生涯学習課長の入場許可をいたします。

入れかえのため、暫時休憩といたします。

(午前11時41分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時43分)

○議長 奥田信宏君

続いて、5款農林水産業費、160ページから169ページまでの質疑を受けます。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、5款農林水産業費を終わります。

続いて6款商工費、168ページから179ページの質疑を受けます。168ページから179ページまでの質疑を受けます。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉浩幸です。

173ページのプレミアム付商品券支援事業についてちょっと聞きます。

これは、実際に商工会への補助金事業なんですけれども、町もやっぱり補助している以上、実際に地域の経済の発展、また地域の活性につながったとして事業効果が書いてあるんですけれども、どのぐらいまで町としてこの把握をし、実施結果を出しているのかちょっとわからないんですけれども、そういうのを出しているのかお尋ねをいたします。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

平成28年度のプレミアムつき商品券の発行事業につきましてご答弁をさせていただきます。

昨年、28年度につきましては、発行総額が4,400万、発売総額が4,000万とプレミアム10%で400万でございました。こちら、27年度にプレミアム券をやったときには、これは国の事業ということで、調査につきましては、細かく調査をされておりますけれども、昨年につきましては、そこまでの調査費が含まれておりませんで、商工会独自での調査ということになっておりまして、金額的に何%上昇したんだというところは、ちょっと出ておりませんで、あくまでも消費者と商店さんでの回答となっております。

それで、消費者のほうのアンケートによりますと、商品券がありましたので、家族で買い物を楽しむことができたというのが58%と、ふだんあまり利用していなかった地元のお店を利用したというのが55.6%、今まで知らなかった地元のお店を発見できたというのが48%ございまして、町内での消費につながったということで理解をしております。平生、行かないところ、行けないところについて、消費者の方が足を運んでいただいたというふうに理解をしております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

たしか去年の決算でも聞いて、27年度実績報告、ある程度出してくれたと思ったんですけれども、28年度はそこまでの実地結果等を出さないということで、そうなってくると、来年あるのかちょっとわからないんですけれども、次に生かすような、1回でおしまいじゃない事業みたいですので、次に生かすことで実地結果等をもうちょっと詳しくとって、蟹江町としては、ではやったはどうなんだということをもうちょっと把握したほうがいいかなと思います。

今、戸谷議員のほうから、商工会のほうでとっているということで、その辺、議員さんに

もちょっとどんな感じで実地結果出たのか報告してくれると助かります。

本来このプレミアムつき商品券、経済振興で始まった国の事業なんですけれども、一見、ただの10%の補助が、プレミアムがあるということで、ただのばらまきになっていないのかなといささか思うんですけれども、その点について何かありましたらお願いいたします。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

この事業につきましては、3カ年やりますよということで計画をしております。28年度、29年度、30年というところで3カ年の計画をしております。

この事業をやることによりまして、先ほども申しましたように、商店さんのほうが活性化をしてくれれば、また、時期によりますので、昨年ですと、たまたま年末から年始にかけていうところでもございました。ことしにつきましては、若干早く9月から、9月4日ですか、販売しまして、秋のところで年末にかけるところで終わってはしまいますけれども、これをやっていただくことによりまして、商店さんの、ちょっと忙しくない時期にこのような事業によって購入が活発化すればよろしいのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

購買意欲、確かに10%は結構、今、経済的に厳しいんで、確かにいいと思います。ばらまきにならないようお願いしたいことと、実地結果を提供してくれて、やっぱり補助事業でありますので、もうちょっと詳しく報告してくれるようお願いいたします。

(発言する声なし)

○議長 奥田信宏君

他に質疑がないようですので、6款商工費を終わります。

続いて、7款土木費、178ページから199ページまでの質疑を受けます。

○1番 松本正美君

1番 松本でございます。

ページ数は185ページ、交通安全施設等設置事業1,277万9,424円であります。

本町におきましても、交通安全の設置事業等におきましても、道路表示とかカラー塗装とか、至るところで整備が進められています。また最近、ミラーも要望が多いので、ミラーについてももしっかり取り組んでいただいておりますが、本町は以前から交差点ですね、白線の「止まれ」の停止線は、白線が非常にはげてきているわけなんですね。そして、幹線道路は比較的整備をされているわけなんですけれども、一歩中に入ると白線が消えていて、車同士でとまった、とまらなんだといういざこざも起きているということも聞きます。本当にそうした交通安全の面からも考えたときに、一歩入ったところの交通標識の下にある白線ですね、「止まれ」の。この表示が消えていることによって、車同士のトラブルもあるということも聞きますので、こうしたことを町当局はこの整備について、皆さんからも車が

とまらんとということではなくて、本当にとまれるような、事故が起きないような白線の整備について、ちょっとお聞きしたいと思います。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

ただいま松本議員からのご質問でございますが、路面での白線、「止まれ」標識の設置でございますが、確かに議員が言われますように、交差点付近のところでの白線の薄くなったというのか、消えかかっているという交差点も多く見受けられます。

今後、今現在におきましては、道路パトロールを実施して、そういった道路の危険箇所等を把握しております。また、今後につきましても、道路の工事、路面工事等を実施した際につきましては、白線の引き直し、また、路面の状況下が、路面改良するまでもないんだけど、白線が消えかかっているというような箇所につきましては、今後、道路パトロールを実施しまして、箇所の洗い出しをし、より危険性の高いところから順次計画をして進めていきたいと考えております。

よろしくお願いをいたします。

○1番 松本正美君

どうか白線の整備のほうをしっかりとやっていただくと。今、次長のほうからも点検をしっかりとやっていきたいということですので、まずは点検をしっかりと、整備をしていただくよう要望いたします。よろしくお願いをいたします。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

191ページにあります新市街地整備事業ということに関連して質疑をいたしますが、これは近鉄富吉駅の南の区画整理事業を前提とした事業だと思っておりますが、これが区画整理事業を町が事業主体ではなくて、地元が事業主体になるような、いわゆる組合施行みたいなやり方でこれを推進しようとしておまして、地元の方の負担というものも大変大きいわけですが、県の許可の時期というのを大体どれぐらいに設定しているのかも私はよくわかりませんが、いずれにしても、この地域に区画整理事業をしようとしてスタートが切られているわけなんです。

ですけれども、ここの地域が対象世帯、地権者が約100世帯ちょっとというふうに聞いておりますけれども、規模的には比較的小さな開発行為になるのかなと思うんですが、ここで心配事が少しは出されているわけですが、例えば土地が低い、ゼロメートルで大変低い地域でありますので、果たして新しい人がそう思うように入ってくるのかどうかとか、ほかの問題とかが入っているわけなんです。この地域の区画整理だけをここでやるということにあわせて、先ほどもお聞きしましたけれども、蟹江高校の跡地の希望の丘ですが、希望の丘と、それから愛知大学に貸している部分なんです。これは大変に広い土地があのようにきれいに整備されておりますので、利用はされていますが、あそこが非常にもったいないというふ

うに感じられるわけですね。

一般質問のときも申し上げましたけれども、町の財政というのは、次第に投資的経費に見えるように、先細りの傾向になっていくわけでありまして、そんな中で何としても町の税収をふやす創意工夫というのが必要になってくるというふうに私は考えていますが、現在、愛知大学からおよそ755万円の使用料をいただき、そしてこちらの希望の丘のほうの施設やバーベキューやフットサルとか、そういうものの使用料として年間170万円が計上されております。この合計を合わせますと930万とか950万になるんですが、これが維持管理費が、基本的な維持管理が約1,000万円ぐらいかかっておりますので、町長が最初言ったように、収入と支出でとんとんになるよというようなお話かもしれませんが、蟹江町がプラスになるということがここにはないわけなんですよ。

そこで、町長はこの学生が大変ここを利用するために多くの学生が富吉駅にもお入りし、たくさん利用されるよというようなことで町も活性化されるというようなご意見もあったかと思うんですが、実際には富吉駅を利用する学生というのは、非常にばらばらで、5、6人か、10人ぐらいときどき、ばらばらの利用で、車で来る学生さんも相当おるようでありまして、町長が言っているような感じの学生のにぎやかさというものもたらされるという状況になっているとは、とても思えないんですね。

そこで、私はこの土地の利用を、先ほども聞きましたが、10年たてば、いわゆる県からの教育関係に使いなさいという縛りがもし取れる、それから愛知大学が10年ぐらいは貸すということの約束は底辺にあるよということになれば、いきなりそれをほごするというのもできませんから、その10年後にはここを税収の上がるといいますか、もう少し蟹江町にプラスになる土地利用というものを、区画整理と一体になってやることによって相乗効果が上がるんじゃないかなというふうに私は考えるんですが、例えば難しいかもしれませんが、企業の誘致というものもありますでしょうし、それから何かもっと大きな、県やら何やらほかの施設、人が集まる大きな施設ということも考えられますし、場所が場所で、交通の便がいいですから、流通関係の何ものかというようなことも考えられるかもしれませんが、そういうようなことになれば、雇用の創出ということも生まれてくるわけで、そうしますと、隣に区画整理事業をしたことは非常に生きてくるわけで、そういった相互の関係の中でこれからを考えていかないと、私はちょっともったいないし、セレブな使い方なので、あれはあれでいいだろうと、バーベキューのやる人もどんどんふえてきていますし、フットサルの使用量も上がっているわけですが、土地の面積、広さということから考えますと、蟹江町の財政上、これを区画整理と同時に生かしながら、何らかの方向転換を図って、税収が上がる方向というものを模索すべきではないかというふうに私は思っておりますけれども、町長、どのようにお考えになられますでしょうか、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長 奥田信宏君

ここでお昼でありますので、答弁は暫時休憩後、答弁といたします。午後1時に再開をいたします。

(午後0時00分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 奥田信宏君

まず、お手元に先ほど残していただきました決算書の訂正の上から張りつけが終わっておりますので、ご確認ください。

それから、もう一つ。正誤表が広報編集委員長さんから字が小さいという申し出がありましたので、一番奥のところを大きく、もう一遍プリントしていただいたのがお手元に配付をされております。

それでは、答弁から再開です。

○町長 横江淳一君

それでは、中村議員の191ページの関連で、新市街地整備事業についてのお答えをさせていただきますと思います。

まさに議員おっしゃるとおり、10年、20年後先の蟹江町を、蟹江町も含めてでありますけれども、しっかりと先を見た行政をしていかなきゃいけないのはもとよりでございます。

議員の皆様方にご一致をいただきまして、蟹江高校4万9,000平米弱、1万5,000坪の土地を県から取得をさせていただきました。そのときに、先ほどの担当者が申し述べ上げましたとおりでございますが、一応10年間は教育関係のものに終始をさせていただきたいということ、あとはやっぱり使用目的については若干の縛りがあったやに私自身も記憶をいたしております。

そんな中で、毎年755万円、諸雑費を入れますと900万円、1,000万円弱のお金在实际いただけているわけですが、それはその維持管理の費用でほぼ賄われている、むしろ地方公共団体は営利事業を目的としているわけではありません。ただ、かといって、無駄な税金を使うということは許されません。やっぱり小さな支出で大きな効果を得る、これが地方自治体の根本的な考え方です。そういう意味でいけば、1万5,000坪の土地の今後の活用は、しっかりと考えていかなきゃならないというふうに考えております。

先ほど、中村議員からご指摘をいただきましたが、工区で言えば、第5工区の地域の皆様方にこの新市街地の勉強会を含めて、3年間、今、実はやっていただいております。まだこの先でございますが、組合施行でうまくいけばいいなという、そういう勉強の真っ最中だというふうに私自身は考えてございます。

そういう意味でいけば、蟹江高校の跡地を含めた今後の活用については、しっかりとそこ

の意見を聞きながら、進捗状況をしっかり見きわめながら、しかしながら、おっしゃるとおり、あまり時間はあるわけではありません。そういう意味で、有効活用に向かってしっかりお話をさせていただきながら、また皆さんのご意見をいただければというふうに思っております。

基本的な立場としては、有効活用のために、今後やっぱりしっかり蟹江町は考えていかなければならないということについては、中村議員のおっしゃるとおりでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○8番 黒川勝好君

193ページですけれども、上にあります委託料ですね。3本入っておりますけれども、JRの駅の周辺のよく似た感じの3本だと思っておりますが、この3本、ちょっと委託料で3本入っておるんですけれども、どのような、よく似ておるものですか、3本、ちょっと説明をお願いいたします。どのようなことをされたか。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問のございましたこの委託料についてご説明をさせていただきます。

まず1つ目のJR蟹江駅南駅前広場設計等委託料、これにつきましては、JRの南側の駅前広場の補償調査等を行っております。

次に、2つ目のJR蟹江駅自由通路整備工事委託料、これはJRとの協定に基づく内容でございまして、将来的に町の資産になるものについては委託料としてお支払いをしまして、将来的にJRの資産になるものについては、下のほうにございます負担金として支払っております。

3つ目は、全協でもご説明をさせていただきましたJR蟹江駅周辺まちづくり検証等委託料となっております。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

今、説明いただいたんですけれども、この間の全協の説明ですと、15年先という話ですよ、取りかかれるのは。ということになりますと、15年先の南側の風景がもう、15年先ということになると、変わっちゃうと思うんですよ。これがだから、果たして今、検証等業務委託ですね、やっていただいたことはいいんですけれども、これは全く意味がないような気がするわけなんですけれども、これまたそうすると、15年先、僕はここにおれんと思うんですけれども、そのときになって、またやり直さないかん、またお金をかけなきゃいかんということになると思うんですけれども、これはいかがなもんですかね。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

全協でもご説明をさせていただいたとおりでございまして、まず工程的な話でございまして、平成32年にJR蟹江駅供用開始を予定をしております。その後、南駅前線ということ

で街路整備に着手を予定をしまして、議員がおっしゃるその15年後というのが、およそ平成40年度ぐらいをめどに、今ある調整区域について検討に入るといような予定になってございますが、まずは段階的な整備ということで、直近で言いますと、街路の整備、それについては、検証の中で今後、マスタープランの実現にとともに、しっかり位置づけを行っていきますので、その後のまた検討になれば、マスタープランの中でまた新たに見直す可能性もあるかと思われまます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

ちょっと土木のところ、ページ数に若干関係ないんですけども、東郊線の踏切についてちょっとお伺いしたいと思います。

3月議会で副町長の冒頭で法指定がされたという報告をもらい、私も一般質問でこの東郊線踏切の改良について質問しております。そのときの答弁で、進捗状況が、状況が変わったら報告すると答弁もらっているんですけども、6月も9月もなく、今議会にもなくて、実際に今、どの程度まで進んでいる状況なのか、わかりましたらお願いいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

板倉議員のご質問にお答えをさせていただきます。

確かに今年3月議会で行政報告等で東郊線踏切の法指定についてということでご報告をさせていただきました。その後、私どものほうといたしましても、進展があれば6月議会、今議会でもご報告というふうに準備は進めておるわけなんでございますが、現状につきましては、国の中部地方整備局から、協議会を立ち上げて協議を進めていくという通知はいただいておりますけれども、今後協議会を立ち上げて進めていくんだよという通知はいただいておりますけれども、実際の協議会の具体的な日程だとか、どのように構成してやっていくとかというのは、まだ通知はございません。今そういった状況、国からのそういう通知を待っている状況でございます。

そういった中で進展がありましたら、議会のほうの議員の各位にもご報告のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○2番 板倉浩幸君

報告がないのだから進んでいないなどは思ったんですけども、実際、3月議会の一般質問でも、ようやく一步前進して、法指定されて、何とか前に進めるんじゃないかということだったんですけども、それから半年ちょっとたって、まだ一向に進んでいないという状況で、じゃ、実際に蟹江町としても県に要望したり国、国交省に要望しているのか。何とか、このままほかっておいてもどんどん、期限が5年延長されて、5年という最後のエンドまで決められて、今までだと、JRの言うがままになっていた状況が、ようやく同じ土俵に立つ

て、何とか前進すると思っていたんです。

そういう意味で、今後、それじゃ、どのような取り組みで町としてもやっていくのか、お願いいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

今後の取り組みではございますが、先ほど申し上げましたように、中部地方整備局からの具体的な日程、協議会の設置の日程等について待っておるという状況ということでお答えをさせていただいたんですけれども、中部地方整備局、それから県と連絡調整をしながら、どのように協議会のほうを進められるかということのを要望しまして、実現に向けたふうに相談をして、連絡調整をしながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

要望していくということなんですけれども、実際、ちょっとこの点について何かあったら、点というのか、進んでいないのが現状だと思うんですけれども、町長も一般質問でも、何とか前進するんじゃないかという答弁ももらっていますので、お願いいたします。

○町長 横江淳一君

東郊線の踏切の拡幅については、本当に皆さん方にいろいろご心配をおかけしておりますし、私も再三再四、いろいろな場所で陳情にお邪魔をしたりしております。

県道の格上げの問題も含めてでありますけれども、県にしっかりと働きかけをして、実はおります。ただ、協議会を立ち上げるというのは、あくまでも国の都合でありますので、そのところの調整が、ちょっとすみません、どういうふうになっているのか、今この場では申し上げるだけの材料を持っておりませんが、実際、国土交通省へは別の形で、下水道だとか、それから日光川の関係だとかで陳情に行くことがございますし、また蟹江町のことで国土交通省にお邪魔に行くことがありますので、その都度また関係省、機関を通じて、要望を差し上げたり、しっかりと意見を言っていきたいというふうに思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○8番 黒川勝好君

すみません、195ページの下のほうで、文学散歩道の借上料がござひます。これは私も以前、大分前に決算のときにお話をさせていただいたと思うんですけれども、依然として33筆まだ残っておるわけですね。それで、毎年借上料としてお支払いをしておるわけなんですけれども、あそこは皆さん、結構歩いてみえるんですね。それで、桜の木がいっぱい植わってござひまして、大きくなって、根っこが歩道のほうにまで来て、結構盛り上がりというのか、根がぐっと上がってきておるんですね。それで、道がでこぼこになっちゃっているわけですね。地権者がみえるからいろいろ問題があるとは思ひうんですけれども、あそこの歩道をちょっと何とかできたらお願ひをしたいと思ひうんですが、将来的にこれは、最終的には借り上げ全部蟹

江町が買い上げをされるとは思うんですけども、なかなかこれが進んでいない状況ですけども、何か問題があるのか、その辺が説明をお願いいたします。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

議員のご質問のとおり、文学散歩道については、今、借り上げについて運用を図っている内容でございますが、将来的には、ご質問にあるとおり、町としても買収という考えではありません。

先ほどのお話の中にあつた舗装の件ですね。前回の決算のときにもいただきまして、現場のほうを確認しました。確かに議員のおっしゃるとおり、舗装の傷みがあるところもありますので、今後はちょっと現場のほうを順次確認をしながら、補修等についても取り組みを図っていきたいと考えております。

以上でございます。

(発言する声なし)

○議長 奥田信宏君

他に質疑がないようですので、7款土木費を終わります。

続いて、8款消防費、198ページから209ページまでの質疑を受けます。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、8款消防費を終わります。

9款教育費、208ページから269ページまでの質疑を受けます。
教育費です。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、9款教育費を終わります。

続いて、10款公債費、11款予備費、268ページから271ページの質疑を受けます。

(発言する声なし)

質疑がないようですから、10款公債費、11款予備費を終わります。

○議長 奥田信宏君

日程第2 認定第2号「平成28年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、276ページから308ページです。

○2番 板倉浩幸君

ちょっと流れ的に、歳入のほうで285ページで、国民健康保険税の収入と、これと保険給付、295ページの保険の給付金の関係なんですけれども、実績報告書でも被保険者数は年々減少であり、あと、保険給付にしては増加傾向であります。

今後どのような予想をしているのか、お聞かせください。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

ただいまの板倉議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員、今おっしゃいましたように、国民健康保険の推移といたしましては、平成20年に後期高齢者医療制度が始まって以来、1万人あった被保険者の数が8,500人という形で、約2,000人程度少なくなっております。税収におきましても、現年度の調定額で申しますと、平成20年度ベースで申し上げますと、10億4,000万ほどあった調定額が、平成28年度8億900万円という形で、およそ2億円減っております。しかしながら、医療費につきましては、高どまりの傾向を見せておりまして、ここ3年平均でいきますと、およそ年間24億円というところで、平均で推移をして高どまりであるという状況でございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

保険者数、確かに後期高齢者、75歳以上がそちらにかわって、年々、団塊の世代が本当に後期高齢になったら、もっと減っちゃう可能性もあります。

そこで重要なのが、来年に行われる都道府県化なんですけれども、今現状、一番心配しているのが保険料です。実際に今回、9月の広報「かにえ」でも、この国民健康保険制度が変わりますって、保険者が愛知県蟹江町になって、被保険者加入者は今までと変わりませんと、こういうような案内になっています。ホームページでもそうなんですけれども、じゃ、実際にこの段階でも保険税がどうなるのかということが一切触れておりません。

そういう意味で、今後、愛知県、都道府県化がちょっとおくらしているみたいなんですけれども、実際に今後の国保に関してのスケジュール、都道府県化に向けての、来年4月が一応スタートということになっておりますけれども、今現状わかっているスケジュールがありましたらお願いいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

お答えをさせていただきます。

議員おっしゃいますように、平成30年4月から愛知県が国保の財政運営の主体となってまいります。県は医療費の見込みを立てて、市町村に国保事業費納付金という形で、それを請求をしまっている形でございます。町はその納付金を受けて、その納付金の額を参考にしつつ、税金のほうを、国保税のほうを定めるというふうにされておるところでございます。

ただいま第3回目の試算が出ておりますけれども、今のところ、スケジュール的に申し上げますと、仮算定結果が11月の中旬、本算定結果が1月の中旬を予定しておりまして、それが納付金の数字でございますので、その納付金が確定し次第、国民健康保険税の税率が決まる形となっております。

以上がスケジュールでございます。

○2番 板倉浩幸君

第3回目の標準の納付金の算定、確かに僕も、出たばかりですよ。見たんですけれども、これからいくと、ほとんど同じ、第1回目に出したのは、本当にこれじゃ、120%ぐらいでしたっけ、納付金が上がってしまうということだったんですけれども、今回の試算だと、ほとんど、激変緩和があるんですけれども、101.67%ということで、ほとんど変わらない状況ではあるんですが、実際に仮算定11月、本算定1月中ですか、なって、実際に標準の納付金 came 場合に、びっくりするほど納付金が上がっていたらどんな状況になるのか、ちょっとかわらない状況でもあるんですけれども、そういうことで、ただでさえ、国保税、やっぱり一番負担になっております。町県民税の執行率が年々よくなっている中、国保もよくなっているんですが、やっぱり85%ということで、なかなか。そういう面でいくと、やはり保険税が負担になっております。これ以上保険税負担になると、ただでさえ、ますます滞納もふえるということになる可能性もあります。

そういうことで、詳しいことを今回あまり質問はしませんけれども、また12月議会等で確認しながら僕もやっていきたいと思っておりますので、お願いいたします。

以上です。

(発言する声なし)

○議長 奥田信宏君

他に質疑がないようですので、認定第2号「平成28年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結をいたします。

なお、22日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長 奥田信宏君

日程第3 認定第3号「平成28年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、312ページから320ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は、1人3回までといたします。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、認定第3号「平成28年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結をいたします。

なお、22日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長 奥田信宏君

日程第4 認定第4号「平成28年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、324ページから344ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は、1人3回までとします。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、認定第4号「平成28年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、22日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長 奥田信宏君

日程第5 認定第5号「平成28年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、348ページから356ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は、1人3回までとします。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、認定第5号「平成28年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結をいたします。

なお、22日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長 奥田信宏君

日程第6 認定第6号「平成28年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、362ページから376ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は、1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉浩幸です。

ちょっと確認したいんですけども、僕がわからんのかどうか。

今回、最後の特別会計の決算なんですけれども、それで29年度から企業会計、水道事業と同じように企業会計になるんですけども、最後にこの歳入歳出の差引残高2,300万円なんですけれども、これでいくと、地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による特別会計へ引き継いだとあるんですが、もう少し詳しくお願いいたします。

○下水道課長 加藤満政君

2,301万5,469円のお金につきましては、29年度から企業会計のほうにさせていただく状況

になりましたものですから、企業会計のほうにこのお金をいただくという形で対応が入っております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

そうすると、この特別会計へ引き継いだって、特別会計なんですか、企業会計に引き継いだっていいのか、ちょっとその辺がよく。再度お願いします。

○下水道課長 加藤満政君

特別会計へという言葉をちょっとここで使わせていただいた状況なんですけれども、とにかく企業会計のほうに会計のほうは処理をいただくという状況で進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○2番 板倉浩幸君

残高、企業会計にそのまま引き継ぐという形でよろしいんですね。

○下水道課長 加藤満政君

はい。

(発言する声なし)

○議長 奥田信宏君

他に質疑がないようですので、認定第6号「平成28年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結をいたします。

なお、22日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長 奥田信宏君

日程第7 認定第7号「平成28年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、308ページから392ページです。歳入歳出ともに一括で質疑を受けます。質疑は、1人3回までとします。

ありませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、認定第7号「平成28年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結をいたします。

なお、22日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長 奥田信宏君

日程第8 認定第8号「平成28年度蟹江町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」

を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

収益的収支及び資本的収支ともに一括で質疑を受けます。質疑は、1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

ちょっと40ページの業務量で、有収率についてお伺いいたしたいと思います。

ちょっと調べてみると、25年度が95.8で、26年度95.5、27年度が94.3で、去年の決算のときにこの有収率が下がったのは何かとかと質問したところ、中部第一輸送の火災で有収率が下がったと答弁もらっていますが、28年度がそれ以上に下がっているんですよ。92.6%と。この原因、何かありましたらお願いいたします。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和孝君

板倉議員の質問にお答えしたいと思います。

平成28年度におきましては、有収率が92.6%としまして、27年度を大きく下回ったということでございます。これは、年間漏水量にかかわることだと思います。平成27年度が3,470立米の漏水量がございまして、平成28年度におきましては、3,679立米というふうで、かなり増加したという部分であります。これにつきまして、特に大きな理由としましては、日光川をまたぎますサンサンブリッジにあります漏水管と、もう一つ、日光大橋の近くにありません管ですね、あれの更新を行って、それに伴って、その管の洗管等を行いまして、そこで大きな水を失ったということが考えられております。

以上であります。

○2番 板倉浩幸君

日光川のサンサンブリッジって……

(「図書館の西側の橋」の声あり)

図書館の西側の、あの太い配管ですよ。

(「はい、そうです」の声あり)

あれの取りかえということで、たしか2本、どのぐらいの径なのか、ちょっとわかっただらお願いしたいのと、実際にそれが工事で1時間か2時間かわからないんですけども、それで漏れているというか、その水量で有収率が下がったということで、今、答弁もらったんですけども、実際に死に水が出ないように工事できないもんだと思うんですけども、そういう点で、実際に漏れちゃっている、漏れているんじゃないね、出ちゃっている分で、実質収入ならない水ですので、その2本の管について、口径とかわかりましたらお願いします。

あと、もう一点、減価償却のことについてちょっとお伺いしたいと思います。

今、今年度、先ほど下水道のときにちょっと話をしたんですけども、企業会計にかかわって、じゃ、今の水道局の事務所、下水道課も入っているんですけども、実際に企業会計に

なってどうなっていくのか、その事務所自体の減価償却が。その点わかりましたらお願いいたします。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和孝君

先ほどの口径の件なんですけれども、どうもごめんなさい、私の勉強不足で、ちょっと申しわけないんですけれども、口径についてはちょっとお答えができません。

もう一つの漏れについては、実はこの工事による水を失うという一つの原因は、衛生上の問題があるんですね。工事をやったときに、濁った水が流れないように、そしてさびた水が先に流れないように、最後の仕上げとして洗管をある程度長時間行うということで、必要最低限の、早い話が犠牲になる水ということで、決して無駄な水ではございません。そここのところも、ひとつご理解いただきたいと思います。

もう一つ、減価償却につきましては、こちらのほうは、物を購入しましたり建設したとき、次の更新に対しまして償却分を毎年支出していくということで、ある意味、それが将来的な積立金の役割を果たすわけなんですけど、今回、下水道さんが企業会計となり、上下水道部で別々な企業会計を持った中で、減価償却はどうなるんだということで、下水道さんの減価償却費については、主にコミュニティ・プラントに関する減価償却、そして、建物や構築物については、全て上水、要するに水道課の減価償却というような扱いになります。

ただ今後、両企業会計の方向性としてどうなっていくかというのは、今後の検討課題だろうとは考えておりますので、そここのところをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

有収率に関しては、ちょっと後でまたどのぐらいの径の、ちょっと後で教えてください。多分200ミリだっているような、ちょっと聞いたことがあるんですけれども、後でお願いします。

あと、減価償却なんですけれども、同じ企業会計で、企業会計同士、会社が2つ同じ事務所にあるという状況になっていって、実際に事務所は水道課だけの減価償却でいいのか。結局は下水道課がその事務所に入って、ただで借りていることになりますよね。そういう意味で、実際企業会計としてどうなのかということで質問したんですけれども、家賃として払うのか、ちょっとその辺はわかりませんが、どんな方法がいいのか、検討する余地もあると思います。そういうことで、減価償却は、先ほど申したように、後の設備の関係で、それはわかります。同じ商売、自営業を僕もやっていますとわかるんですけれども、同じ会社が同じ事務所で、確かに予算の中にもそのコミュニティ・プラントの減価償却しか入っていませんでした。それで、今の事務所の減価償却はなしだったんですけれども、実際に今後、それでいいのか。どうなんですかね。もうちょっとわかる方がいたらお願いいたします。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和孝君

私の口からは何とも申し上げることはないんです。ちょっと将来的なことになりますので、何とも答えようがないとは思いますが、ただ、日本全国調べてみえますと、上下水道部で一つの企業会計を組んでみえる市町もあるというふうに聞いております。そういうようなこと、ただこの町の下水道というのは、早い話、まだ中途でございます。中途段階でそのようなものを構築すべきなのか、それとも下水道が完成した暁に、また一度仕切り直しとして考えてくるべきなのか。水道の普及率というのは、ほぼ100%に近いわけでございますが、下水道については、まだそれほどの普及率がないわけですから、そういうような普及率も鑑みて、今後考えていきたいと思っております。

それと、先ほどの口径については、33ページをごらんいただきますと、DP、ダクタイトル鉄管というのがあるんですね。これは200というのが53メートルというふうになっておりますので、そちらのほうでやったのではないかというふうに思います。

以上です。

(発言する声なし)

○議長 奥田信宏君

他に質疑がないようですので、以上で認定第8号「平成28年度蟹江町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、22日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長 奥田信宏君

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

(午後1時40分)